

陳 情 回 答 綴

(陳情第 40 号～第 67 号)

令和 6 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 40号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 41号	行政にかかる諸問題について……………	1 1
陳情第 42号	障害者施策等の充実について……………	3 3
陳情第 43号	行政にかかる諸問題について……………	5 3
陳情第 44号	行政にかかる諸問題について……………	5 7
陳情第 45号	行政にかかる諸問題について……………	6 3
陳情第 46号	放課後施策等について……………	8 1
陳情第 47号	大阪・関西万博について……………	8 3
陳情第 48号	障害者施策等の充実について……………	8 5
陳情第 49号	市立老人福祉センターの入浴事業について……………	9 3
陳情第 50号	市立老人福祉センターの入浴事業について……………	9 5
陳情第 51号	市立老人福祉センターの入浴施設について……………	9 7
陳情第 52号	南区役所生活援護課について……………	9 9
陳情第 53号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	1 0 1
陳情第 54号	子どもの権利条例について……………	1 0 3
陳情第 55号	大浜北町市有地活用事業について……………	1 0 5
陳情第 56号	大浜北町市有地活用事業について……………	1 0 7
陳情第 57号	行政にかかる諸問題について……………	1 0 9
陳情第 58号	工場立地について……………	1 1 3
陳情第 59号	堺環濠都市北部地区について……………	1 1 5
陳情第 60号	堺旧港親水護岸について……………	1 1 7
陳情第 61号	公園の水道施設について……………	1 1 9
陳情第 62号	図書館行政について……………	1 2 1
陳情第 63号	図書館行政について……………	1 2 3
陳情第 64号	図書館行政について……………	1 2 5
陳情第 65号	学校図書館について……………	1 2 7
陳情第 66号	支援学校について……………	1 2 9
陳情第 67号	放課後施策について……………	1 3 1

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（政策企画部）（総務局人事部人事課） 国際博覧会協会は、2 0 2 5 年大阪・関西万博の準備及び開催運営等を行う団体であり、協会への派遣は職員にとって国家プロジェクトに携わることができる貴重な機会と考えています。 また、帰任後の職員が派遣中に培った経験やネットワーク、スキル、ノウハウを業務に活かし、組織の課題解決や活性化、後進の育成などにつながるものと期待しています。			

番 号	陳情第40号	所管局	I C Tイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（I C Tイノベーション推進室） マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤であり、行政機関等の間で情報連携により、各種の行政手続における添付書類の省略などが可能になるものです。マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用等ができます。また、マイナンバーカードの利用の一つとして、マイナ保険証があります。なお、マイナンバーカードは、申請に基づき交付されるものであり、健康保険証と一体化してもこれを変更するものではありません。 第4項（I C Tイノベーション推進室） マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されています。 情報の取り扱いについては、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をしたうえで、手続きを受付ける行政職員だけが必要な情報に限ってアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。 マイナンバーの記入については、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合があります。各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合においては、その旨を説明し、記入を求めますが、それでも記入いただけない場合でも不当な取り扱いを行うことはありません。その際は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などにより本市がマイナンバーを確認します。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（人事部人事課）（財政局契約部調達課） 本市では、職員が憲法をはじめ職務上必要な法令を理解し、法令に則して職務を遂行するよう、職員研修やO J Tに取り組んでいます。今後も引き続き職員研修等の充実に努めます。 また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書の中で、日本国の法令遵守を規定しており、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ります。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（財政部財政課）（産業振興局産業戦略部産業企画課） 住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えていますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しています。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ・ガザ地区での紛争により、多くの人々の命が奪われている中、本市議会では、令和 4 年 3 月に「ロシアによるウクライナへの侵攻に強く抗議する決議」を、また、令和 6 年 3 月に「パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する決議」を、それぞれ可決しました。 このような世界情勢や本市議会における決議も踏まえ、本市では令和 6 年 8 月に「平和と人権展」を開催し、ウクライナやパレスチナ・ガザ地区をはじめ、世界各地でなお絶えない戦争や紛争の実情をパネル展示し、平和の尊さ、戦争の悲惨さを啓発しました。 今後も、平成 1 8 年に制定した「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の前文における「戦争は最大の人権侵害」という認識を強く持ち、平和な社会の実現に向けた取組を進めます。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（長寿社会部国民健康保険課） 市町村における国民健康保険運営協議会の委員の構成については、国民健康保険法施行令第 3 条第 3 項に「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する」旨が定められており、また第 4 項に「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。」とされていることから、堺市国民健康保険条例第 2 条において、委員の定数を「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」、「公益を代表する委員」を 6 人ずつ、「被用者保険等保険者を代表する委員」を 2 人と規定しています。 このうち、「被保険者を代表する委員」については、地域住民の健康・福祉を支え、地域に根差した活動を行っている堺市自治連合協議会や堺市社会福祉協議会などの各団体から推薦を受けた被保険者を構成員としており、被保険者が当協議会において意見を述べる機会を設けています。 第 9 項（長寿社会部国民健康保険課） 保険料の減免については、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、令和 6 年度から大阪府国民健康運営方針において定められた府内統一基準に合わせて実施しています。このため、府内統一基準と異なる減免措置の拡充はできません。 また、独自の保険料減免の代替策としての給付金の支給は考えていませんが、被保険者に対して疾病の予防や早期発見、重症化予防を図ることで、被保険者の健康増進と医療費適正化に努めています。 大阪府に対しては、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行ってきた結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 加えて国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（長寿社会部国民健康保険課） 保険料減免等の制度については、「国保のしおり」やホームページ等への掲載に加え、毎年度の保険料通知時に案内の文書を同封する等、周知を行っています。 また、納付が困難である等の相談があった際は、保険料減免等の制度を説明する等、事情に応じた対応を行っています。 資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の事情に基づいて慎重に対応しています。 第 1 1 項（長寿社会部国民健康保険課） 「国保の大阪府統一化」については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。 また、市町村が保険給付に必要とする費用は全額、府から交付されますので、例えば高額な医療費を必要とする加入者がいたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。 加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化や府内市町村におけるサービスの標準化が進むこととなります。 このことから、大阪府が、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定めた大阪府国民健康保険運営方針を受け、本市として保険料率の統一に関する条例を定めており、今後も引き続き、同運営方針を踏まえた事務の実施に努めます。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（産業戦略部イノベーション投資促進室）			
シャープ株式会社が立地する以前の堺浜は、新日鉄の高炉休止等の後、十数年にわたって広大な未利用地が存在し、その有効活用が課題となっていました。そのような中、企業立地促進条例の制定をはじめとした企業誘致の取組により、シャープ株式会社のグリーンフロント堺の立地につながり、これまで未利用地であった土地に最新鋭の液晶パネル生産拠点が設置され、新たな税收や雇用等が生まれました。また、周辺地域においても、中小企業団地や大規模物流施設が立地し、近年では株式会社クボタの中核となる大型研究開発拠点が立地するなど、グリーンフロント堺の立地を契機として、事業所の集積が進んでいます。 以上のとおり、グリーンフロント堺の誘致により、堺浜における未利用地の有効活用につながり、本市の地域経済に大きく寄与したと考えています。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（学校管理部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部地域産業課） 2 0 2 5 年大阪・関西万博の開催は、経済、文化、社会等多方面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。本市でもこの万博開催効果を最大限に活かせるよう、堺の持つ類いまれな歴史文化を活用した様々な取組を進めます。 また、万博の発信力を活かし、堺に受け継がれてきた伝統産業をはじめとする地域産業の活性化に向けた取組を進めます。 加えて、引き続き、（公財）堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的な支援を行います。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（行政部総務課） 本市では、自衛隊法施行令第 1 2 0 条に基づく防衛大臣からの情報提供依頼に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報（対象者の住所、氏名の 2 情報のみをラベルシールに印刷したもの）を自衛隊に提供しています。自衛官募集事務は、自衛隊法第 9 7 条第 1 項において市町村の法定受託事務と定められており、この情報提供は、個人情報の保護に関する法律第 6 9 条第 1 項に規定する法令に基づく場合として実施しているものです。 自衛隊への情報提供を希望されない方には、市へ提供中止の申出をいただくことで自衛隊へ提供する情報から除外することや、申出の受付期間、申請方法を市ホームページや市広報紙で周知しています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（選挙管理委員会事務局）			
選挙公報が有権者へ 1 日でも早く届くよう取り組みます。また、郵便投票の対象者を現行の「要介護 5」から「要介護 4」及び「要介護 3」全体に拡大するよう、今後も指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、法改正の要望を継続します。 投票所のバリアフリー化については、臨時的にスロープを設置する等により、段差解消を図っています。さらに、点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを投票所に設置し、高齢者や障害者を含むすべての人が、投票しやすい環境の整備を推進しています。 加えて、施設等入所の高齢者や障害のある方々については、不在者投票指定施設であれば、施設等での不在者投票制度があり、障害のある方で一定の要件を満たす方には、郵便等による不在者投票の制度があります。また、病院や介護保険施設が新設された場合には、不在者投票施設の指定を受けるよう要望し、投票しやすい環境の整備に取り組んでいます。 若い世代への選挙啓発として、平常時より高校等への出前授業の実施や生徒会選挙、模擬投票などで使用する投票箱等の選挙機材の貸し出しを行っています。また選挙期間中においては、L I N E など S N S を活用して、投票参加意識の向上に取り組み、投票率が向上できるよう実施しています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（危機管理課、防災課）			
令和 6 年能登半島地震を受け、堺市では堺市防災対策推進本部において、今回の地震の課題検証を行いました。関係各局区が連携し課題解決に向けた具体的な方策を示し、今後実施してまいります。また、それらの内容を適宜マニュアルに反映させ、令和 7 年度に堺市地域防災計画に反映いたします。 本市では、災害発生の危険性が高まっている場合や市民の皆様に避難を呼びかける必要が生じた場合には、自治会の加入・未加入に関わらず情報を伝達するため、Ｌアラートによるテレビやラジオでの発信、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、大阪防災アプリ、市公式ＳＮＳ（ＬＩＮＥ・Ｘ）、聴覚障害者用災害情報ＦＡＸなど多様な手段を用いて市民の皆様に情報を伝達します。 生活再建等の支援情報についても、避難所での掲示、ホームページ、広報さかい等を用いて自治会の加入の有無に関わらず被災された皆様へ伝達します。 また、令和 3 年 5 月の災害対基本法の改正に伴い、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めており、避難場所・避難方法等を検討のうえ、作成しています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（市民生活部生涯学習課） 公民館は、社会教育法第 2 0 条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。公民館の増設の予定はございませんが、現在市内に設置している 6 館を学習活動やコミュニティの場として、幅広くご利用ください。 ご利用にあたってはお住いの地域から遠くご不便をおかけする場合もございますが、今後も施設設備の充実・運営の改善等により、市民の皆様にとって、身近で利用しやすい公民館となるよう努めますのでご理解をお願いします。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。生理用品の配布をきっかけに、困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。 また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点も踏まえ、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民向けの講座など生命と性を尊重する啓発を行っています。 学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。 なお、学校における性教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説、またそれらに基づいた教科書を用いて、指導しており、学校内で性に関する指導を行う場合は、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意をして実施しています。 加えて、本市教育委員会では、各小・中学校に助産師等の専門家を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、「他人が勝手に触れてはいけないプライベートゾーン」「カップル間で起こる暴力・デートDVの危険性」「SNSで人と出会うことのリスク」等を内容とする性の問題行動に対応するための講習会を開催しています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課） 男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。 男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設と連携することで、女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。 区役所の会議室については、本市の事務事業又は関連する会議等を行うことに利用しており、個々の利用には供しておりませんので、ご理解のほどお願いします。 また、「区民プラザ」・「区民活動支援コーナー」を開設している区もあります。これらの施設には、打ち合わせなどに利用できるミーティングスペースを備えており、市民活動の場としてご利用いただくことができます。ご利用にあたっては各施設にお問い合わせいただくようお願いします。 第 1 2 項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部・ピースメッセンジャーの紹介、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、子どもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課、人権推進課） 性暴力は被害者の尊厳を踏みにじり身体面のみならず精神面にも傷跡を残す重大な人権侵害と認識しています。 本市では、性暴力等の暴力を根絶し、女性や子どもをはじめすべての市民が安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めており、性暴力等の予防啓発事業や性暴力被害者等を適切な相談機関に繋げるため相談窓口の周知を行っています。 今後も暴力の根絶及び被害者のプライバシー侵害や二次的被害の発生の抑止も念頭に、人としての権利が最大限尊重されるよう取組を進めます。 第 1 4 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 外交、防衛などの施策は、その役割を担う国の判断により実施されています。一方で憲法第 9 条の解釈についても様々な議論がある中、本市としましては、前文において「基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところ」と規定する「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の理念を深く認識し、「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨も踏まえ、今後も平和な社会の実現に向けた取組を進めます。 第 1 5 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでいます。 「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（長寿社会部医療年金課） 子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成 1 6 年 1 1 月から 1 医療機関当たり月 2 日を限度に各日 5 0 0 円までの負担をいただいております、平成 1 8 年 7 月からは、子育てに係る負担軽減を図るため 1 か月当たりの負担限度額を 2, 5 0 0 円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。 さらに本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢 1 8 歳までの拡充を実施しています。 さらなる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や府の動向を注視します。			
第 1 7 項（長寿社会部国民健康保険課） 保険料軽減のための助成として、本市独自で保険料率を引き下げることや負担軽減策を講じることはできませんが、被保険者に対して疾病の予防や早期発見、重症化予防を図ることで、被保険者の健康増進と医療費適正化に努めています。 大阪府に対しては、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行ってきた結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 加えて国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。			
第 1 8 項（長寿社会部長寿支援課） 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 9 項（長寿社会部介護保険課） 本市では、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細やかな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。 また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。 国に対しても、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げを要望しています。 第 2 0 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課） 本市の高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の処遇改善については、国制度において実施されており、ホームページで情報提供を行い、本市も応分の費用負担をしています。また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。 保育施設、児童養護施設等の施設職員等の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議等での制度説明や、各施設への通知の送付等により制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 1 項（生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部介護保険課、介護事業者課、国民健康保険課、医療年金課） 在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設等の整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき進めています。 介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないように自己負担の上限を設けており、限度額を超えた分は高額介護サービス費として給付しています。また本市では、社会福祉法人が生計の維持が困難な低所得者を対象に実施している利用者負担の軽減措置にかかる経費の一部を負担しています。 国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、所得に応じた定率負担及び自己負担限度額が定められており、1 か月の医療費が高額になった場合は、申請により月額の自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。 また、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの医療保険と介護保険の両保険に自己負担がある世帯について、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月末まで）の自己負担額の合算額が法定の額を超える場合は、申請により年額の自己負担限度額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給し、負担軽減を図っています。 高齢の単身女性を含む生活困窮者に対して、本市では、平成 2 7 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援、家計改善支援など、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1 歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 令和 5 年度当初予算の重点施策では、子育て世代の流入・定住促進を掲げており、保育関係の予算としては、所得制限のない第 2 子以降の保育料の無償化の実施、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和 6 年度も継続して計上しています。 また、令和 6 年度当初予算では安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。 今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 3 項（都市計画部都市計画課）（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）

堺市都市計画マスタープランでは、人口減少・超高齢社会において、将来にわたって持続可能な都市を実現するため、集約型都市構造の形成を進めるとしています。これまで形成してきた多核型の都市構造を基礎としながら、都市の「存在感」や「暮らしの魅力」を高め、都市活力の維持・向上を実現するため、拠点にさらなる都市機能の集約を図ることをめざしています。

中区唯一の鉄道駅である深井駅周辺地域は、堺市都市計画マスタープランにおいて地域における市民生活の中心拠点として、地域拠点に位置付けられています。

深井駅周辺地域活性化事業では、深井駅と水賀池公園、府営八田荘住宅建替えに伴う活用地との連携を図り、都市魅力を向上し、深井駅を中心とした東西方向の人の流れを誘引することにより、深井駅周辺地域の拠点機能を強化します。

水賀池公園整備については、深井駅周辺地域の活性化の第一歩として、駅に近接した水賀池公園に商業施設等と公園が一体となった中区の新たなシンボルとなる施設を整備することにより、多様な世代が集う交流拠点を整備します。

なお、事業方針や工事内容等については、地域の皆様に説明会を開催しています。

第 2 4 項（交通部交通政策担当、公共交通担当）

本市では、鉄軌道や路線バスに加え、これらの公共交通を利用しにくい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しており、鉄軌道、路線バス、堺市乗合タクシーによる人口カバー率は 9 6 . 4 % となっています。

また、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新などに対する支援、及び 6 5 歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できるおでかけ応援制度の実施など公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。

公共交通は市民などの多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 5 項（都心未来創造部 S M I プロジェクト推進担当）			
S M I 都心ラインは、自動運転等の新技術を活用・導入した車両と待合環境の向上に加え、ベンチやテーブル等のパークレット機能や次世代モビリティ結節機能、デジタルサイネージによる情報発信機能も有した乗降場所を一体的に整備することで、公共交通の快適性や利便性の向上、高齢者や障害者、ベビーカー利用の子育て世代を含めたすべての人が移動しやすいバリアフリー環境等の実現をめざします。 また国では、自動運転が地域公共交通の維持・改善、交通事故の削減、ドライバー不足への対応など社会課題の解決につながることから、その実現に向けて取組が進められています。 人口減少・高齢化の進展や働き方改革によって労働環境はめまぐるしく変化しており、バスの運転士不足は大阪府内においても路線の廃止・減便に繋がるなど深刻化しています。自動運転等により担い手不足に対応し、少ない運転士でも採算性の低い路線や高頻度運行路線における運行サービスの維持・向上を図り、持続的な公共交通の実現につなげる必要があります。 S M I 都心ラインの取組で得られた知見やノウハウを他の路線にも活かすことで地域公共交通の維持・確保にも寄与すると考えています。 本市では国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）に応募しましたが、「採択見送り」の結果となりました。 令和 6 年度の実証実験は実施が困難な状況ですが、今後、交通事業者や自動運転事業者と公民連携での推進体制の構築や、「S M I 都心ライン及び関連取組に関する導入計画」の作成を進め、2 0 3 0 年度頃における S M I 都心ラインの実現をめざし、引き続き市民の皆様のご意見をお聴きしながら取組を進めます。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 6 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）			
自転車ヘルメット着用率向上については、着用に向けた機運醸成が重要であることから、イベントや講習会等の様々な機会を捉え、自転車ヘルメットの展示を行うなど、警察とも連携して啓発を強化しています。 また、昨年度実施した自転車利用者へのアンケート結果では、自転車ヘルメットを着用しない理由として「着用が面倒」「持ち運びが面倒」という意見が多数を占めたため、自転車ヘルメットの預かりや貸出サービスなど駐輪場事業者と連携した取組を予定しています。また、新たに民間事業者と連携した自転車ヘルメット着用率向上の取組を検討します。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 7 項（経営企画室広域・公民連携・D X 推進担当）			
本市において発生が危惧される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などの災害時には、上下水道施設の被害を最小限にとどめ、早期に給水機能と污水处理機能を確保するため、施設の耐震化を計画的に進めています。 具体的には配水池や水再生センターなどの施設の耐震化や指定避難所等の重要給水施設へ至る水道管路とその下流部の下水管きよの耐震化を優先的に進めています。加えて、災害時の避難所機能を早期に確保するために、指定避難所となる小学校や防災拠点となる区役所などに災害時給水栓とマンホールトイレを整備しています。 これら施設整備を確実に進め、上下水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。そのため、堺市が担うべき役割や民間事業者等に委ねるべき業務分担の最適化を図り、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる市民サービスの向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 8 項（中央図書館総務課、学校教育部教育課程課）			
中央図書館のあり方、再整備については、令和 5 年 1 月から庁内関係課で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、令和 2 年 7 月に策定した中央図書館基本指針に基づき、中央図書館が有する市立図書館全館の中核となる機能（中央図書館センター機能）と図書館サービスの最前線としての機能（中央図書館パブリックサービス機能）それぞれのあり方について検討を進めています。 また、図書館は、市民の皆様とともに築き上げ、多くの方から愛され続ける施設をめざしており、中央図書館再整備にかかる構想を進める際には、市民の皆様のご意見もお聞きしなければならないと考えています。 図書館の運営については、人口減少と超高齢社会が進行している社会潮流においても、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。また、学生や若者を含むそれぞれの世代、属性が持つニーズに対応して、より多くの人に利用されるよう努めます。 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では令和 3 年度から全小中学校に週 2 日勤務の学校司書を学校職員の一員として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。学校司書等の配置については各校の学校図書館教育における実情を把握し、配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置について検討を行います。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 9 項（教職員人事部教職員企画課、教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において 1 年生から 5 年生で順次 3 5 人以下の学級編制を行ってきており、令和 7 年度以降すべての学年で 3 5 人以下の編制となります。また、現在でも 6 年生で独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っています。 中学校においても、1 年生と 2 年生で独自の加配教員を配置し、順次 3 8 人以下の学級編制を行ってきており、令和 7 年度以降全学年で 3 8 人以下の学級編制となります。 さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。 また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 教員が余裕をもって子どもに向き合う時間を確保し、教員にしかできない業務に専念することができる環境の整備を学校園とともに計画的、継続的に推進します。 第 3 0 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。運営については、本事業をさらに充実するため、実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、事業者からの提案を総合的に審査し、よりすぐれた事業者の選定を行っています。 各事業者の業務の履行確認については、毎月、業務完了報告書の提出を求め、業務仕様書及び事業者提案に基づく実施内容の点検、確認を行っています。加えて、本市職員によるルーム巡回により、現地での履行確認も行っています。 今後も関係者の意見を聴取し、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。 また、指導員の処遇改善については、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 1 項（学校管理部学校給食課） 本市の学校では、安全・安心を最優先に学校給食を提供しています。中学校給食については、「堺市中学校給食改革実施計画（令和 3 年 1 0 月策定）」に基づき、令和 7 年 6 月からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、現在、給食センターの整備や実施準備等に取り組んでいます。 学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。なお、令和 5 年度 2 ・ 3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しました。また、令和 6 年度は、物価高騰支援として、令和 6 年度の 1 学期は 1 食当り 2 5 円を、2 学期以降について 1 食当り 3 0 円を支援します。 多額の公費を伴う学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。 本市の地場産物については、米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等の使用や献立への取り入れなど、学校給食を活用した地産地消を含む食育の推進を図っています。 なお、学校給食では食品衛生法等により安全性が確保された食材を使用しており、物資選定委員会（保護者、学校関係職員、保健所職員で構成）において、安全で良質な食品の購入ができるように食品添加物など不要なものを省いた食材等を選定するようにしています。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 2 項（学校教育部生徒指導課、教育センター企画相談課） 不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行った上で、個々の状況に応じた支援を検討しています。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、組織的かつ継続的な支援をしています。また、長期の対応が必要となる場合は、段階的な指導の必要性について保護者の理解を得ながら、別室指導や I C T を活用した学習などの実施、また、場合によっては、学校外の教育支援教室やフリースクール等の民間施設など、様々な関係機関と連携して、社会的自立に向けての支援を行っています。 スクールカウンセラーについては、直近 3 年間で小学校 6 校に追加配置いたしました。スクールソーシャルワーカーについては、近隣大学等への周知や勤務条件の見直し等を行うことで増員に取り組んでいます。 また、生徒指導体制の充実を図るため教員と連携し、いじめや不登校など生徒指導上の配慮を要する子どもの支援を行う生徒指導アシスタントの派遣を行っています。 フリースクールにつきましては定義がなく、取組の内容についても個々様々であり、多様な実態があることから、補助金につきましては慎重に検討する必要があると考えています。なお、現在、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。 第 3 3 項（学校管理部学校施設課）（危機管理室防災課） 教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備します。今年度から設計を進めており、令和 7 年度から 5 か年以内で整備工事を完了する予定です。			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 3 4 項（総務部学校改革推進室）

「学校群」とは、中学校区を構成する小・中学校を 1 つの単位として捉えたもので、急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、各学校群の状況に応じて学校群マネジメントをいかした「授業の改善」や「カリキュラムの改善」、そのほか各学校群の課題に応じた取組を行うものです。

現在、8 つの学校群でモデル事業を実施しており、令和 7 年度からは、全学校で、学校群体制の構築や学校群教育目標の設定、取組内容の検討を行い、令和 8 年度からは、全学校群で取組を実施する予定です。モデル学校群では、移動しなくても他校の子どもと協働的に学ぶことが可能な I C T を活用した合同遠隔授業や、学校群内を兼務し指導を行う教員の時間割や担当授業時数の調整など、子どもや教員の負担も考慮したうえで、各学校群の創意工夫のもと、効果的な取組を検討、実施しています。また、指導案の共同作成や教材等の共有といった取組もみられ、学校群のスケールメリットをいかした教職員の負担軽減も期待されています。

令和 7 年度からの全学校での実施にあたっては、学校群の取組の進め方やモデル学校群の取組事例をまとめたものを学校に提示するなど円滑な実施に向け取り組みます。また、保護者や教職員、地域の方々に対しても目的や考え方、実際の取組事例など様々な媒体を通して情報を発信し、周知・理解を図ります。

第 3 5 項（学校管理部学校施設課、学校教育部学校保健体育課）

学校施設におけるトイレ整備については、平成 2 9 年度より計画的に進めており老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修を実施しています。令和 8 年度までには全ての学校で利用頻度の高い校舎の各階に少なくとも 1 か所以上は洋便器を設置するように整備を行っています。

また、生理用品については、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 6 項（学校教育部教育課程課） 大阪府における 2 0 2 5 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となり、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは学校や学年単位での来場について検討するよう依頼しています。各学校における事情も様々であることから、参加の判断は各学校にて行います。 学校や学年単位で万博会場に来場する場合においては、通常の校外学習等と同様、非常変災や事故等の可能性もふまえて計画を立てる必要があります、避難経路や引率する教員の体制等、十分配慮しなければならないと考えています。 安全・安心に校外学習に参加できるよう、大阪府へ安全の確保や下見開始時期の前倒し等を要望し、今後も、情報収集に努め、学校と十分に情報を共有します。			
第 3 7 項（学校教育部教育課程課、総務部総務課） 入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。 また、平成 1 1 年に「国旗及び国歌に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 7 号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 項（選挙管理委員会事務局） 代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つもので、その手続きは法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものです。 投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務従事者のうちから定められた補助者 2 人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの 1 人に選挙人の指示する候補者の氏名等を代筆させ、もう 1 人を立会わせするよう定められています。 そのため、同伴者による代筆による代理投票は認められていないため、ご理解いただきますようお願いいたします。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
第 5 項（危機管理室防災課） 「 2 0 2 4 障害者と防災に関する自治体調査」については、回答させていただきました。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 6 項（障害福祉部障害支援課） 本施設の運営については、現在、指定管理者を 5 年おきに指定しており、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの指定管理者の選定については、北こどもリハビリテーションセンターについては安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり公募、南こどもリハビリテーションセンターについては非公募として選定した結果、それぞれ堺市社会福祉事業団を議会での議決を経て指定管理者として指定しました。 次期の指定管理者選定においては、条例の規定通り公募を前提とし、引き続き検討します。			
第 7 項（障害福祉部障害支援課） 職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置を行います。			
第 8 項（障害福祉部障害支援課） 今後も安心・安全な通園を実施するために適切な職員配置による運営を行います。			
第 9 項（障害福祉部障害支援課） 現在、児童発達支援センターでは南北合わせて 1 6 名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後についても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリを利用いただいています。 また、園におけるリハビリの回数については、これまで以上にその機会を提供できるよう目標を掲げて取り組みます。			
第 1 0 項（障害福祉部障害支援課） 通園バスについては安全を最優先に、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう毎年送迎ルート等の見直しを行っており、今後も指定管理者と、利用者の利便性に配慮した送迎ルートを検討します。 福祉車両の導入については指定管理者と引き続き協議します。			

番 号	陳情第42号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第11項（障害福祉部障害支援課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課） 就学相談は、地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会事務局も関わり、全ての小学校が適切に相談を進めることができるよう努めます。 第12項（障害福祉部障害支援課） 堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修については、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めています。 第13項（障害福祉部障害施策推進課、健康部健康医療政策課） これまで厚生労働省等からも医療分野における障害者への合理的な配慮に関する通知が発出されており、直近では、令和6年2月に大阪府から医療機関・医療従事者を対象として、障害のある人（とりわけ重度障害のある人、コミュニケーションに支援が必要な障害のある人）の入院時の障害への理解と合理的配慮の提供に係る周知が行われています。 また、本市の障害を理由とする差別の相談窓口においても、医療機関等での合理的配慮の不提供に関する相談に対応しており、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」等も活用しながら、相談対応を通じた理解啓発に取り組んでいます。 第14項（障害福祉部障害施策推進課、障害福祉部障害支援課、健康部健康医療政策課） 医療はその専門性から市内で完結できない分野も多くあり、本市では大阪府と連携しながら医療提供体制を確保しています。 大阪母子医療センター内に大阪府が設置している「大阪府移行期医療支援センター」は、小児期医療と成人期医療の架け橋となる移行期医療体制を構築しています。 また、地域診療情報連携システム「南大阪MOCOネット」は、大阪母子医療センターが運用しており、堺市立総合医療センターや診療所など、各種医療機関が参加しています。 今後も大阪母子医療センターと連携し、適切な診療情報の把握に努めます。 障害者の受診への配慮については、厚生労働省より、障害者差別解消法に基づく、医療関係事業者向けガイドラインが示されています。本市においても、市内の病院に対して同ガイドラインに基づく対応の徹底について周知しています。 堺市重症心身障害者（児）支援センター（ベルデさかい）においては、医療や障害の状況等に応じて、地域の医療機関との連携に努めます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 1 5 項（長寿社会部医療年金課）

本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しているため、身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方や知的障害の程度が重度（療育手帳 A）の方、身体障害者手帳をお持ちの方で、知的障害の程度が中度（療育手帳 B 1）の方などを対象としており、要望いただいている療育手帳 B 1 ・ B 2 のみの障害児は対象外となっています。

ご要望を受け、本市では、以前から大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳 3 級又は 4 級の 1 部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方及び難病患者については、障害年金 2 級又は特別児童扶養手当 2 級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望していますが、大阪府からは、現制度は、国が統一的な制度化を行うまでの間、持続可能な医療費助成制度として平成 3 0 年度に構築したものであり、今後も、対象者を含め、現制度を継続していくと聞いています。

本市としては、引き続き、大阪府に範囲拡大の要望を行います。

第 1 6 項（生活福祉部地域共生推進課）（危機管理室防災課）

本市では、福祉避難所に係る協定を結んだ社会福祉施設等において、平常時より福祉避難所の設置運営に係る知識と事前の備えに活用できるよう、令和 2 年 3 月に「堺市福祉避難所運営マニュアル」の作成を行いました。

また、令和 6 年度には、特別支援学校における福祉避難所の設置運営に備えたマニュアルの作成にも取り組んでいます。

今後も、福祉避難所として協定を結んだ社会福祉施設等との情報共有や意見交換を行いながら、災害時における福祉避難所の開設に備えた取組を進めます。

第 1 7 項（生活福祉部地域共生推進課）（危機管理室防災課）

本市では在宅サービスの継続、自宅や車中泊者を含め、指定避難所等で収集した情報や避難者名簿の要配慮事項により、福祉避難所等による受入を必要とする要配慮者の状態の把握を行うこととしています。

また、要配慮者の身体状況等の悪化により、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、緊急入所施設や医療機関への移送により、適切な対応を図ることを検討しています。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 8 項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害支援課、健康部健康医療政策課） （危機管理室防災課） 本市では災害時に、厚生労働省が提供する災害時情報共有システム等を用いて社会福祉施設との情報連携を図り、施設の被災状況や必要な物資・人的支援を把握します。 また、自宅や車中泊者を含め、指定避難所等で収集した情報や避難者名簿の要配慮事項により、要配慮者の状態を把握し、このようにして収集した情報を庁内関係部署と共有します。 災害の状況に応じて、大阪府や「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結している堺市医師会に対し、医療救護班の派遣、その他必要な措置を要請し、医療関係機関と協力して医療救護活動を行います。			
第 1 9 項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課）（危機管理室防災課） 発災時には、障害者（児）の状態、家族や福祉サービス提供等の状況に応じた個別対応の必要性は認識しています。在宅の障害者（児）を含め、相談支援事業所や福祉サービス事業所等と連携を図り、適切な支援が行き届くような支援体制の構築に努めます。 また、本市では、災害時における避難行動要支援者に関する取組の一つとして、情報提供に同意をいただいた避難行動要支援者の一覧表を作成し、地域の支援者と共有しています。当該一覧表については、日頃の見守りや地域の支援体制の構築、発災後の安否確認等に活用します。			
第 2 0 項(障害福祉部障害支援課) 災害時の行政の対応として、障害者（児）のいる世帯への訪問対応は困難であると考えられますが、生活再建における手続き等については相談を受けて、可能な限り対応できるように努めます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 1 項（障害福祉部障害支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。 令和 5 年度から助成額と交付枚数について見直しを行いました。本市の財源に限りがある中、現在のところ拡充は困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。 第 2 2 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 全国一律で実施している自立支援給付の支給量については、障害者総合支援法で障害福祉サービスの利用できる日数や支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案し、1 か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。 障害者の社会参加の一つとして、屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行う移動支援事業は、地域の特性に応じ本市が支給要件等を定めるものとなっていますが、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しているため、自立支援給付と同様に 1 か月を単位として支給決定を行っていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 3 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課） 障害者が安心して、自分らしく地域で生活を送るためには、多様な暮らし方が保証され、また様々な暮らしの場が確保されることが重要です。 本市では、医療的ケアを必要とする人や強度行動障害のある人などにも対応できるグループホームの整備・拡充を進めるため、グループホームを新たに創設する際には、国の補助金を活用し、市独自で整備費の加算として上乗せを行い、事業者負担の軽減を図り、補助事業所の選定に当たっては、特に重度障害者の方を受け入れる事業者を優先して選定しています。 また、生活の場の確保とあわせて、障害者それぞれのニーズに応じた在宅サービスにおける様々な支援が必要であり、その取組を進めます。 地域生活支援拠点等は、令和 6 年 4 月に施行された改正「障害者総合支援法」にて位置付けられ、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」の 4 つの機能を、地域の実情に応じて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。 本市では、既存の事業を有効に活用する手法で整備しており、各機能の連携に取り組んでいます。			
第 2 4 項（障害福祉部障害支援課） グループホームの建設に係る支援については、毎年度、整備の募集に先行して、各法人に対してアンケート調査を実施し、希望の把握に努めており、その結果を整備方針の決定の際に参考にしています。 民有不動産のグループホーム活用への呼びかけについては、事業者のニーズを把握した上で他市事例の研究を行います。			
第 2 5 項（障害福祉部障害支援課） グループホームを新たに創設する際には、国の補助金を活用し、市独自での整備費を加算して補助を実施しており、補助事業者の選定に当たっては、特に重度の障害者の方を受け入れる事業所を優先して選定しています。日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するものであり、この補助対象に含めています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 6 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課） 本市では、障害者の重度化や高齢化が進むなか、重度の障害がある方も住み慣れた地域で生活を送れるよう、生活の場となるグループホームの整備を促進しています。生活の場の確保とあわせて、障害者それぞれのニーズに応じた在宅サービスにおける様々な支援が必要であり、その取組を進めます。 また、地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」の機能にて、共同生活援助等の障害福祉サービス利用のほか、空き部屋などを利用した宿泊体験を通じて、将来の自立生活に繋がる訓練を行う障害者（児）自立生活訓練事業や、単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活において必要となる支援や環境等についてアセスメントを行う事業として、障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）の活用を進めます。 また、令和 6 年度から専門的な知識や技術に基づいた適切な支援を行う人材を確保・育成し、地域での支援体制を整備する「強度行動障害支援体制整備事業」を開始します。 第 2 7 項（障害福祉部障害支援課） ショートステイの予約に際して一部で電話がつながりにくい状況があると聞いていますが、まずは、複数の短期入所事業所の利用等の検討をお願いします。 なお、事業者に対して、電話以外の予約方法を導入できないか確認を行う予定です。 第 2 8 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課） 障害者施設等における従業員の業務引継ぎ、育成等に係る諸経費については、障害福祉サービス等報酬において、賄われるものと考えています。 利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができる人員配置基準を設定し、その人員配置が可能となる本体報酬及び加算の単価の設定を行うよう、国に要望しています。 また、グループホームの世話人の方に向けた研修は、毎年度様々なテーマで実施しており、令和 4 年度は「栄養バランスがよい食事について」、令和 5 年度は「お口の健康について」をテーマとしました。 今後も研修を通して、世話人の方をはじめとしたグループホームの職員の人材育成を支援します。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 9 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課） グループホームの人員配置については、法令で定める基準により定められた員数を置くものとされています。 利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができる人員配置基準を設定し、その人員配置が可能となる本体報酬及び加算の単価の設定を行うよう、国に要望しています。 第 3 0 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課） 本市では、毎年度、施設整備に係る国庫補助の募集に先行して、各法人に対してアンケート調査を実施し、希望の把握に努めています。既設グループホームの改修への補助については、アンケート結果も参考に今後検討を行います。 なお、強度行動障害のある方への支援については、暮らしの場の整備に加え、人材の確保・育成が重要であるため、令和 6 年度から専門的な知識や技術に基づいた適切な支援を行う人材を確保・育成し、地域での支援体制を整備する「強度行動障害支援体制整備事業」を開始します。 第 3 1 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの報酬単価については、サービス種別ごとに法令等により定められています。 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定では、生活介護において、サービスを適正に評価する趣旨から、サービス提供時間での報酬体系へと見直しがされました。これは、生活介護の報酬は、営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていないことから、国において改定されたものです。職員の員数算定に用いる「前年度の平均値」も上記の趣旨に基づくものと考えています。送迎については、送迎加算において考慮されています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 3 2 項（障害福祉部障害施策推進課）

成年後見制度は、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本人の権利や財産を守り、本人の意思が尊重された生活を送るための重要な制度であると認識しています。

成年後見制度利用支援事業の後見報酬助成については、生活保護を受けている又は資産等の状況がそれに準ずる場合に給付の対象としています。また、平成 3 0 年度以降、給付の対象者を拡大しており、申請件数は年々増加しています。なお、申請者の成年後見人等が、配偶者又は 4 親等内の親族である場合、又は後見人養成に関する本市の研修を修了している場合は、給付の対象としていません。

令和 4 年度に実施しました「障害者等実態調査」の結果では、成年後見制度の認知状況は「知っている」が 2 7 . 5 %、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 3 4 . 4 %、「知らない」が 3 3 . 1 %との結果であり、今後も制度の広報・周知に取り組めます。

第 3 3 項（障害福祉部障害施策推進課）

市民後見人養成講座については親族後見人も参加することが可能であり、市広報紙等を活用して周知しています。また、市民後見人バンクに登録された方に向けた研修会も実施しています。

今後も、制度利用の促進に向け、親族後見人等に対する適切な支援に取り組めます。

第 3 4 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）

本市では、既存の事業を有効に活用する手法で、地域生活支援拠点等の整備を進めており、各機能の連携に取り組んでいます。

「緊急時の受け入れ・対応」機能として、緊急時対応事業と地域生活支援拠点等として短期入所事業所を 4 か所認定し、対応しています。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実においては、「拠点等による支援が必要となる障害者の把握」、「拠点等の機能の中心的な役割を担うコーディネーターの配置」、「緊急時や休日、夜間の相談支援体制の整備」などの課題があります。そのため、拠点等の機能について、効果的な支援体制、連絡体制の構築に向けて、継続的な検証を実施します。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 3 5 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）

地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」の機能として、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用のほか、空き部屋などを利用した宿泊体験を通じて、将来の自立生活に繋がる訓練を行う障害者（児）自立生活訓練事業や、単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活において必要となる支援や環境等についてアセスメントを行う事業として、障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）の活用を進めます。

第 3 6 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）

障害者が安心して地域で生活を送るためには、様々なサービスや支援が必要であり、それを担う人材の確保・育成は重要な課題です。また、医療的ケアを必要とする人、強度行動障害のある人など、障害特性に応じた高い専門性も求められています。

本市では、大阪府等との合同求人説明会の共催、新任相談支援専門員向けの連続勉強会の開催や医療的ケア児の支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を養成など人材の確保・育成に向けて取り組んでいます。

また、令和 6 年度から専門的な知識や技術に基づいた適切な支援を行う人材を確保・育成し、地域での支援体制を整備する「強度行動障害支援体制整備事業」を開始します。

現在、地域生活支援拠点等について、「緊急時の受け入れ・対応」機能を目的に短期入所事業所に対して事業所認定を行っています。地域生活支援拠点等の認定事業所には、国の障害福祉サービスの報酬に加算が算定されています。また、短期入所事業所に対しては、職員の加配を行っている事業所、重度障害者を多数受け入れている事業所に対しての人件費に対する補助を実施しています。

第 3 7 項（障害福祉部障害施策推進課）

障害者への差別・虐待は重大な人権侵害であり、合理的配慮が提供される環境や虐待防止、障害の理解啓発は重要と考えています。

本市では、市民や事業所に対し、出前講座や毎年、障害者週間に開催している「障害者週間フェスティバル」などを通じて、地域における障害の理解啓発を進めています。また、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。各区の区自立支援協議会では、地域での個別支援におけるさまざまな困りごとや課題が上げられ、各区の実情に応じたネットワーク、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携強化に取り組んでいます。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 3 8 項（障害福祉部障害福祉サービス課）

移動支援事業は、屋外での移動が困難な方に対して、ガイドヘルパーが付き添いを行うことにより、外出の際の移動を支援するものです。移動支援事業のあり方については、利用者、事業者のニーズのバランス等を踏まえながら、他市の状況などを注視し、今後も検討します。

また、本市では、安定的な事業運営を維持するために、移動支援事業を自立支援給付の対象とし、市町村に過度な負担が発生しないよう十分な財政措置を講じるよう、国に要望しています。

ガイドヘルパーの育成については、移動支援事業者を対象に事業者交流・意見交換会や研修会等を実施しています。

第 3 9 項（障害福祉部障害施策推進課）

障害福祉サービス利用者の増加、障害者の重度化や家族の高齢化により、相談支援専門員が担う役割は重要であることから、本市では、必要な相談支援専門員を養成するため、引き続き、大阪府が実施する相談支援従事者初任者研修への推薦等による相談支援専門員の増員を進めます。

また、質の高い相談支援専門員を養成するため、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員との連携・協働のもと、継続的に研修会を実施するなど、相談支援の質の向上にも努めます。

さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況を踏まえ、計画相談支援事業の適切な報酬単価の設定等、国への要望を検討します。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 0 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めています。 また、「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。 なお、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望します。 また、介護業務の負担軽減等を図るため、国庫補助を活用し、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助を行ってきました。 人材育成では、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。さらには、グループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。 第 4 1 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの報酬単価については、サービス種別ごとに法令等により定められています。 本市では、事業所の経営実態に見合う報酬水準を確保し、障害者の居住地の地域性や生活実態の即したサービス水準を保つことができる障害福祉サービスの単価の設定について国に要望しています。 第 4 2 項（障害福祉部障害支援課） アンケート結果の分析等を進め、事業実施に向けて検討します。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 4 3 項（障害福祉部障害福祉サービス課）

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書の内容については、国の動向を注視します。障害福祉サービスを利用したときの利用者負担額については、障害者総合支援法でサービスの利用に係る費用の 1 割を負担していただくこととなりますが、負担能力に応じた負担となるよう、サービスを利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が 4 段階に設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない仕組みとなっています。また、食費や光熱水費等の実費負担についても、所得が低い方に配慮した軽減措置があります。

本市では、サービスを利用される方の世帯の生計の主たる方が長期入院や失業などの事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担が困難である場合等は、利用者負担額を免除できることになっています。

第 4 4 項（障害福祉部障害福祉サービス課）

訓練系・就労系の障害福祉サービス利用に係る申請後、本市において、本人や家族等の状況や介護状況等を調査する概況調査、サービスの利用意向の聴取等を行い、各区役所において、障害福祉サービスの支給決定を行っており、当該調査から支給決定までを行う期間として一定期間要することとなります。

また、支給決定の有効期間は、法令により支給決定を行った日から定められています。支給決定までの期間を短縮する方策として、認定調査の項目を令和 5 年 1 1 月から簡素化を行いました。また、認定調査を行う調査員について、令和 6 年度から増員を行いました。

第 4 5 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課）

障害当事者やそのご家族、また、関係者の皆様との懇談は、地域の実情や課題をお聞きする貴重な場です。今後も障害当事者やその家族等との意見交換を続けます。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 6 項（交通部公共交通担当） 本市では、ホームでの接触・転落事故防止に最も有効と考えられる可動式ホーム柵について補助制度を設け、事業者に早期設置の要望を行ってきました。市内の可動式ホーム柵の整備状況については、O s a k a M e t r o 御堂筋線全 3 駅、南海高野線中百舌鳥駅 4 番線において整備が完了し、現在、南海高野線中百舌鳥駅 3 番線において整備が進められています。引き続き、早期に可動式ホーム柵が設置されるように各事業者に働きかけます。 J R 百舌鳥駅につきましては、時間帯駅員無配置駅となっており、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じておられ、また介助が必要な場合等に不便を感じておられることは理解しており、事業者に対し、継続して時間帯駅員無配置駅の解消について働きかけを行っています。西日本旅客鉄道株式会社では、当該駅において、カメラ機能を有する券売機等の設備やオペレーター等により対応されている状況ではありますが、引き続き、駅員の常時配置や新たな技術等による安全対策を要望します。 第 4 7 項（建築都市局交通部公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課） おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において 6 5 歳以上の堺市民の方を対象に 1 乗車 1 0 0 円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満の障害者、障害者の介助者は対象としていません。 本市としては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	建設局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 8 項（土木部南部地域整備事務所） ご要望箇所の視覚障がい者誘導用ブロックは、信号待ちによる歩行者溜まりの歩道部に昨年度設置を行ったものです。改めて、現地を確認しましたが全体的に舗装の劣化は見られず、全面的な補修は必要ないと判断しましたが、一部の舗装継目に段差が確認されたので、部分的に補修を行います。 第 4 9 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、土木部南部地域整備事務所） 《信号機設置について》 当該箇所への音響装置付信号機設置について、信号機を所轄する中堺警察署に設置のご要望をお伝えしました。中堺警察署からは、信号機の周辺状況等の確認を行い、音響装置付信号機の設置の可否について検討を行うとの回答を得ています。今後もエスコートゾーン設置と合わせ、引き続き中堺警察署と協議を行います。 《点字ブロックについて》 視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者の交通安全上の観点から、歩道と車道が分離されている歩道上に設置することとなっています。 ご要望の交差点から南方向の道路につきましては、部分的に歩道と車道の境界に縁石が設置されている箇所もありますが、連続的に歩車道が分離された歩道ではありませんので、安全性確保の観点から点字ブロックを設置することは困難となっています。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 5 0 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において 1 年生から 5 年生で順次 3 5 人以下の学級編制を行ってきており、令和 7 年度以降すべての学年で 3 5 人以下の編制となります。また、現在でも 6 年生で独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っています。 中学校においても、1 年生と 2 年生で独自の加配教員を配置し、順次 3 8 人以下の学級編制を行っており、令和 7 年度以降全学年で 3 8 人以下の学級編制となります。 さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 第 5 1 項（学校教育部支援教育課） それぞれの子どもがどこで学ぶかは、障害の状態、教育的ニーズ、学校の状況等を総合的に勘案し、判断することが大切です。支援学級で学習する時間のめやすは設けますが、そのめやすだけで判断はしません。このことは管理職や特別支援教育に関わる教員に周知しています。 今後もそれぞれの子どもに応じた学びの場で学習できるよう学校への周知を続けます。 第 5 2 項（学校教育部支援教育課） 本市では、通級指導を希望する子どもたちがまずは自校で指導を受けられるよう、巡回指導を取り入れながら体制整備を進めています。また、通級指導教室を新しく設置する際は、設置を希望する学校への聴取を行い、速やかに通級指導が始められる学校に設置しています。 通級指導教室設置校については、通級指導教室の理解や校内体制構築のため、管理職に対して説明会を実施しています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 5 3 項（学校教育部支援教育課） 市立支援学校の狭隘化への対応につきましては、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとし、保護者の皆様からの御意見・御要望や、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校との協議を踏まえて準備を進めています。保護者の皆様からいただいた御意見・御要望を踏まえ、支援学校分校の区割り及び分校への転籍について検討を重ねた結果、方針を一部見直すこととしましたので、今後、保護者の皆様に説明を行います。百舌鳥支援学校の教育環境の改善につきましては、今後も児童生徒や保護者の皆様の御意見をいただきながら、よりよい教育環境となるよう取り組んでまいります。 第 5 4 項（学校教育部支援教育課） 支援学校在籍児童生徒の増加への対応につきましては、支援学校狭隘化解消に向けた取組と並行して、高等学校や支援学校高等部との連携の強化や、教員それぞれの経験、役割等に応じた研修、好事例の共有等による支援学校教員の専門性の向上に取り組めます。今後の市立支援学校の在り方につきましては、児童生徒数の推移を見極めた上で検討したいと考えています。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（危機管理室防災課） 本市の避難所運営では、「体調が優れない方の避難スペース」と「高齢者や妊産婦、持病がある方等配慮が必要な方の避難スペース」を設けることとしており、化学物質過敏症患者を含め、避難者の事情に配慮して運営します。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（保健所保健医療課） 本市では、市ホームページや広報さかい、啓発用ポスター等により、行政職員、医療従事者をはじめ広く市民の皆様に対し、化学物質過敏症の方に対する合理的配慮がなされるよう、周知啓発を行っています。 今後も関係部局が連携し、より一層効果的な周知啓発に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（学校教育部学校保健体育課） 学校園における環境衛生検査の一環として、毎年 1 回、各学校園で学校薬剤師および検査業者による換気調査を実施しています。本調査は、学校環境衛生基準に基づいて検査項目を決定しており、換気、温度、一酸化炭素、二酸化炭素、揮発性有機化合物などが含まれます。現時点で規定されている項目以外の特定の物質については、検査が難しい状況です。 第 5 項、第 6 項（学校教育部学校保健体育課） 化学物質過敏症については、令和 5 年 1 0 月 3 1 日付け学保第 2 1 3 4 号で、啓発ポスターを配布し、学校園へ周知・啓発を行っています。さらに、啓発ポスターの掲示やデータ配信により、保護者や児童生徒等にも化学物質過敏症についての周知を図っています。今後も機会があるごとに、教職員をはじめ、学校を通じ保護者や児童生徒等への周知・啓発を行います。 第 7 項（学校教育部学校保健体育課、学校管理部学校施設課） 学校の教室やトイレ、保健室などには換気扇を設置しており、窓の開閉や換気扇の使用により教室等の空気環境の向上に努めています。 また、学校の環境衛生については、学校保健安全法第 5 条及び第 6 条に基づき、学校薬剤師による定期検査、職員等による日常点検を計画的に実施することによって、適正な学校の環境衛生管理を行っています。 第 8 項（学校教育部学校保健体育課） 香害や化学物質過敏症の実態調査については、実施しておりませんが、適正な学校の環境衛生管理を行っています。具体的には、教室内等の換気について各学校園に対し、時期や教室の特性、状況に応じた換気方法を周知し、適切な環境衛生管理の徹底を指示しています。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（学校教育部支援教育課） 支援学級では、個々の実態に応じた特別の教育課程を編成しています。個々の実態に応じた各教科等の目標が当該学年の目標に準拠する場合、評定は通常の学級に在籍するときと同じように取り扱われます。下学年の目標を設定するなど、数値による評価がなじまない場合は、文章表記で評価をすることとなります。 また、大阪府立高校の入学者選抜の種類は多様であり、数値以外の子どものよさを重視して評価する制度もあります。 以上のことから、公立中学校の支援学級に在籍しているという理由だけで、評定がつかなかったり、受験しても合格できなかったりすることはありません。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（保健所感染症対策課）			
子どもの予防接種については、平成 2 4 年 5 月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及び B 型肝炎の 6 ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされ、またロタウイルスワクチンは、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。 この提言を受け、国においては子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B 型肝炎及びロタウイルスワクチンの 6 ワクチンが予防接種法に基づく定期接種の対象となるなど、任意接種ワクチンの定期接種化を進めています。なお、おたふくかぜワクチンについては、現在も定期接種化についての審議が継続されています。 現時点において、本市ではおたふくかぜを含む任意予防接種の公費助成制度の創設は予定していませんが、今後も国の動向を注視します。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（子育て支援部幼保政策課）			
令和 3 年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があり、民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかったものです。 令和 5 年度当初予算では、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化も実施しています。 また、令和 6 年度当初予算では安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。 なお、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金については、国庫補助を活用して事業を実施しているものであり、補助基準額が全国一律であったものが、地域の実勢に合わせた市町村単位での金額設定に見直しがあったものです。 今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。			
第 5 項（子育て支援部幼保政策課）			
令和 6 年度当初予算では所得制限のない第 2 子以降の保育料の無償化を継続して実施するほか、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。 今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。			
第 6 項（子ども青少年育成部子ども育成課）			
施設型病児保育の設置数については、市内の出生数や施設の受入状況、ニーズ量の将来予測等を踏まえて必要量を検討しており、外部有識者で構成する「堺市子ども・子育て会議」においてご議論いただき、現時点では既存の設置数で対応しています。また、さまざまなニーズに対応するため市内全域をカバーする訪問型病児保育事業を実施しています。 今後も、市内の出生数や施設の受入れ状況を検証し、必要に応じて検討していきます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 7 項（子育て支援部幼保政策課）

認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の構築を行っています。看護師の雇用への支援に係る補助については、国の公定価格や他の補助制度と併せて多くの施設で活用いただいています。

今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。

第 8 項（子育て支援部幼保政策課）

保育認定にあたっては、非正規雇用やフリーランスなど就労形態に関わらず、就労時間に基づき保育認定を行っています。

育児休業中の保育認定についても、既に保育施設を利用している子どもがいる場合は、その後に育児休業を取得した場合でも継続して保育を利用することを可能としており、できる限り柔軟な対応に努めています。

また、一時的な保育ニーズへの対応としては、保護者が出産・入院・災害などで家庭での保育が困難になったとき、一時的に保育を利用できる緊急一時保育や、それ以外の事由であっても、一時的に子どもを預けることができる一時預かり事業を推進しています。

引き続き就労状況等を踏まえ、可能な限り実態にあった対応が行えるよう努めます。

第 9 項（子育て支援部幼保政策課）

きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っています。が、希望施設の空き状況の関係で、同一施設を利用できない場合もあります。その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなどの配慮を行っています。

利用調整基準に関しては、引き続き、保護者のニーズや社会情勢に適合した基準となるよう、全体のバランスを考慮しながら適宜検討します。

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項、第 1 1 項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1 歳児、4 歳児及び 5 歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組を可能としています。 令和 6 年度当初予算では安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。 なお、堺市独自の運営補助については、保育現場の実情や事業者の方のご意見も伺いつつ、限られた財源の中で優先度を踏まえながら、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。 第 1 2 項（子育て支援部幼保政策課） 民間保育施設については、国の方針や、園での処分により保育士等の業務負担軽減にも繋がることを踏まえながら、各施設での対応いただくようお願いしています。 なお、国として処分を「推奨」する以上は、今後、国において、恒常的に必要となる処分費について、何らかの措置が講じられるよう、政令市会議等の場を通じて要望しています。 第 1 3 項（子育て支援部幼保政策課） 現在、国において人員配置や設備運営基準など制度化に向けた検討が引き続き行われているところであり、今後、試行的事業の結果を踏まえ、令和 7 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度からは、新たな給付として全国の自治体において実施することが予定されています。 本市においては、一時預かり事業とのすみ分け等整理を進めており、併せて、関係団体との意見交換や施設への意見聴取を行っているところです。今後、本市の新たな子ども・子育て支援施策の 1 つとしてより良い制度となるよう制度設計を行いたいと考えており、令和 8 年度からの本格実施を見据え、円滑な導入が図れるよう検討をすすめています。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課、学校管理部学校管理課、学校教育部生徒指導課） 放課後児童対策事業の内容を一律とするためには、複数ある事業を統一する必要があると認識しており、引き続き、利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、事業の統一方法やその進め方について検討を行います。 一部負担金減額・免除については、負担の公平性の観点から、世帯構成にかかわらず、所得に応じた減額・免除制度を設けています。 小学校の校門の開門については、地域の実情等を考慮して、各学校が開門時間を指定しており、ほぼすべての学校が午前 8 時まで開門しています。 登校前の児童の受入れについては、各小学校における実情を確認し、他都市の動向等を注視します。			

番 号	陳情第 4 5 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9 月 2 5 日

(審査結果)

第 1 項

市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。

本市議会における議員定数については、これまで本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われてきたところで、直近では令和 5 年第 4 定例会において議論されました。

なお、これまでの議論は、市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。

次に、議員報酬ですが、堺市特別職報酬等審議会の答申（平成 3 1 年 2 月 1 3 日）では、「本市の財政状況」、「一般職との比較」、「他の政令指定都市との比較」、「職務職責」の 4 指標のいずれの視点からみても、議員報酬の額を改定すべき要因は特段見受けられないことから、据え置くことが適当であると答申されています。

しかしながら、本市議会では、令和 5 年 6 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日までの間は、議会議長及び議会副議長を除く議員の報酬は「議会議員」の報酬の額（月額 7 8 万円）としています。(※)

今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

(※)

区分	議員報酬の額	
議会議長	月額	9 5 0 , 0 0 0 円
議会副議長	月額	8 5 0 , 0 0 0 円
議会運営委員会委員長	月額	8 1 0 , 0 0 0 円
議会運営委員会副委員長	月額	8 0 0 , 0 0 0 円
議会常任委員会委員長	月額	8 0 0 , 0 0 0 円
議会常任委員会副委員長	月額	7 9 0 , 0 0 0 円
議会特別委員会委員長	月額	8 0 0 , 0 0 0 円
議会特別委員会副委員長	月額	7 9 0 , 0 0 0 円
議会議員	月額	7 8 0 , 0 0 0 円

番 号	陳情第 4 5 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9 月 2 5 日
(審査結果) 第 2 項 堺市議会では、議会基本条例に規定しているとおり、市民に開かれた議会を実現するため、多様なツールや手段を活用し、積極的な広報及び広聴の充実に努め、また、委員会における陳情の意見陳述や議会報告会など市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めています。 また、本会議場には、車いす用スペースの傍聴席の設置や補聴システムの整備に加え、令和 5 年 2 月より A I 即時反訳を本会議場傍聴席、委員会室（モニター傍聴室）に導入し、発言内容をリアルタイムで字幕表示することにより聴覚障害者や聞こえ方に不安がある方にも傍聴しやすい環境を整備するなど、議会のバリアフリー化を推進しています。 さらに、地方自治法の改正により、令和 6 年 4 月から請願や陳情等をはじめ地方議会に係る手続のオンライン化が可能となったことを受け、順次、手続のオンライン化を進めています。今後、議会力向上会議において、陳情等手続きのオンライン化の検討を協議する予定です。 なお、議会力向上会議における協議内容については、堺市議会ホームページにて、ご覧いただくことができます。 今後とも、若い方や障害者をはじめ、より多くの市民の皆様が議会に関心を持ち、参加しやすい仕組みの構築や議会機能の強化などの議会改革等に、積極的に I C T を活用して取組を推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。 第 3 項 本市議会の議員報酬については、第 1 項に記載のとおりです。 また、令和 5 年第 4 回定例会において審議された議員報酬を削減する内容の議員提出議案は否決となりましたが、同年の広報さかい 1 1 月号の「議会のうごき」の紙面で、議員の報酬月額を含む当議案の詳細な内容を掲載していますので、本市ホームページ等をご覧ください。 今後とも、適時適切に機会を捉え、市民の皆様に分かりやすい議会情報の発信に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。	

番 号	陳情第 4 5 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9 月 2 5 日
(審査結果) 第 4 項 本市議会における議員の活動内容を市民の皆様にお知らせするために、議会ホームページでは、議案や審議等の詳細、議案書、会議録、特別委員会の活動報告書、委員会活動（行政視察）、海外調査研究派遣報告書、議員研修会記録等の掲載や、インターネット議会中継を行っており、議員の活動がご覧いただけます。 また、広報さかいの「議会のうごき」において、本会議や委員会において議論した事項や重要な議案に対する会派等の賛否一覧を掲載しています。 なお、議案書や会議録は市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等でもご覧いただけます。 第 5 項 広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否一覧を見やすく表形式で掲載するなど、内容の充実にあります。 なお、議案や審議等の詳細については、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、堺市議会ホームページで議案書や会議録、インターネット議会中継をご覧いただけるようにし、「議会のうごき」の紙面ページにも二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実を図っています。 今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様には議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。 第 6 項 政務活動費の額については、「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議員 1 人当たり月額 3 0 万円を交付することとしています。 今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与するため、効率的・効果的な運用に努めてまいります。	

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 7 項（行政部行政経営課）

本市は令和 3 年 2 月に「堺市財政危機宣言」を発出し、令和 3 年度・4 年度を集中改革期間と位置付けて抜本的な改革を進めました。

その後、令和 5 年 1 月公表の「財政収支見通し」では、併せて公表した「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることが前提ではありますが、毎年度の多額の収支不足によって基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立ったため、「堺市財政危機宣言」を解除しました。

今後は、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に実行することなどにより、行財政改革を進めます。

第 8 項・第 9 項・第 1 0 項（2）（人事部労務課）

地方公務員の給与は、地方公務員法第 2 4 条第 2 項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。

令和 5 年度においては、一般職の職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 3, 9 2 5 円（1. 0 1 %）下回っていたこと及び期末・勤勉手当について職員の年間支給月数が民間企業での年間支給月数を 0. 0 9 月分下回っていたことから、この較差を解消するよう堺市人事委員会より勧告があったため、月例給の引上げ改定を行い、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4. 4 月から 4. 5 月へ引き上げました。

今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。

第 1 0 項（1）（人事部人事課）

本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行うため、適正な要員管理の取組を進めてきました。

今後についても、事務事業や組織体制の見直し、I C T 等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、行政需要の変化に柔軟に対応できる体制を整えながらも、全体としてスリムで効率的な職員体制の構築に努めます。

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（ 3 ）（人事部労務課） 地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、公務員の給与水準を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給される手当です。地域手当の支給割合については、総務省が定めた地域手当の指定基準により、堺市は 1 0 %とされているため、これに基づき支給しています。 第 1 0 項（ 4 ）（人事部人事課） 堺市職員をはじめ地方公務員には、地方公務員法第三十三条において「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とする服務の根本基準が定められています。 これを遵守するため、堺市では、綱紀保持の基本方策や職員の心構えを定めた「綱紀保持の基本指針」及び「職員の心構え」を全職員に対して、周知徹底を図っています。また、不祥事や事務処理誤りを起こさないという強い決意のもとに、不祥事の根絶に向け、全職員が全体の奉仕者として公共の利益のために、公正に職務を執行し、倫理を保持することを目的として、「不祥事根絶に向けた職員行動方針」を令和 6 年 3 月に策定し、信頼される組織の構築に取り組んでいます。 非違行為があった場合には、厳正に対処した上、改めて全職員に公務員としての自覚と責任を再認識するよう周知などを行います。 また、堺市職員として高い倫理観を持って市政や業務にあたることが求められていることから、毎年、公務員倫理研修を実施し、全職員に対して、公務員倫理に関する知識の定着と意識の醸成を図っています。 今後も服務規律の確保を徹底し、職員研修の充実等により、職員の不祥事根絶に向けて取り組みます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（防災課） フェーズフリーは、身の回りにあるモノやサービスを平常時はもちろん災害時にも利用 する考え方とされています。フェーズフリーの考え方に沿った取組として、食料を少し多 めに買い置きし、日々使いながら減った分を買い足し、備蓄した状態を保つ「ローリング ストック法」があり、本市では堺市防災マップなどを通して啓発しています。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（市民生活部市民協働課）（危機管理室危機管理課）			
安まちアプリは大阪府警察から防犯情報をお届けするスマートフォン用のアプリで、犯罪発生情報などをタイムリーにお知らせする「安まちメール」や防犯対策に使える機能があります。本市では、防犯意識向上の取組として、広報さかいやホームページ、大阪府警察との防犯キャンペーン等で当該アプリの周知を行い、積極的な活用を促しています。 また、本市では、災害発生の危険性が高まっている場合や市民の皆様に避難を呼びかける必要が生じた場合には、Ｌアラートによるテレビやラジオでの発信、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、大阪防災アプリ、市公式ＳＮＳ（ＬＩＮＥ・Ｘ）など多様な手段を用いて市民の皆様に情報を伝達しています。これらの手段を用いて主体的に正しい情報を収集していただけるよう、広報さかいやホームページ、啓発イベント等の機会を通じてアプリのインストールやメールへの登録の促進を図っています。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（長寿社会部長寿支援課） 本市では、ひとり暮らしだけではなく高齢者全体を見守る仕組みとして、本年 9 月から、緊急連絡用ステッカーとアプリを活用し、行方不明のおそれのある認知症高齢者を見守る新たな取組として、「みまもりあい事業」を開始します。 第 1 4 項（長寿社会部長寿支援課） 本市では、認知症になっても安心して住み続けられる都市をめざして、認知症サポーターを養成する講座を開催しており、引き続き今後も認知症サポーターの育成促進に取り組めます。 相談窓口については、市内各圏域に設置している地域包括支援センターに開設しており、高齢者や家族からの相談に対応しています。 また、認知症の方に対し、適切な相談支援を行っていただくことを目的に、薬局に勤務する薬剤師や介護施設の職員に対し、認知症の基本知識や対応方法に関する研修を実施しています。 第 1 5 項（長寿社会部長寿支援課） 薬や対処法等の研究開発については、市のみでの対応は難しく、国が実施する調査に協力するなど必要な対応を行い、社会情勢や国の動向等について注視します。 第 1 6 項（長寿社会部介護保険課、介護事業者課） 認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームなどの介護保険サービスの利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように所得区分に応じた自己負担の上限を設けており、限度額を超えた分は高額介護サービス費として給付しています。 また、認知症対応型共同生活介護を含む地域密着型サービスは、事業所が所在する区域の被保険者が対象となりますが、事情により必要と認められる場合は、区域外の被保険者であってもサービスの利用が可能となるよう状況に応じて対応しています。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（長寿社会部長寿支援課） 現在、堺市では、認知症予防に効果が期待できる「堺コッカラ体操」や口腔機能の向上、低栄養改善に必要な知識や方法を学び、継続的に介護予防に取り組めるよう各種教室を実施しています。 また、認知症のサインに早めに気づき、かかりつけ医の受診など適切な対応を促すため、「認知症気づきのチェックリスト」について広報さかいや各種リーフレットに記載するなど、幅広く市民への周知を図っています。 今後も引き続き要介護・要支援状態に至る前からフレイル予防に取り組み、認知症のリスク低減につなげます。			
第 1 8 項（長寿社会部長寿支援課） 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和 6 年 1 月 1 日に施行されています。 また、令和 6 年～8 年度を計画期間とした「高齢者保健福祉計画・介護事業者計画」には、認知症施策に総合的に取り組めるよう市町村認知症施策推進計画を包含しています。			
第 1 9 項（長寿社会部医療年金課） 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、国は後期高齢者医療制度でも出産一時金に係る支援金を負担するなどの制度改正を行いました。急激な負担が生じないよう激変緩和措置を講じています。 また、保険料の負担軽減については、従前より、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減される制度が導入されています。 加えて、所得に応じた定率負担及び自己負担限度額が定められており、1 か月の医療費が高額になった場合は、申請により月額自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給しています。 さらに、国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険と介護保険の両方の保険に自己負担がある世帯について、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月末まで）の自己負担額の合算額が法定の額を超える場合は、申請により年額自己負担限度額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給し、負担軽減を図っています。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 0 項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進しています。 今後も、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れめのない子育て支援の効果的な推進を図ります。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 1 項（観光部観光推進課） 大阪・関西万博の開催は堺をアピールする絶好の機会であり、本市としてもこの好機を逃さず、万博の効果を確実に取り込めるよう、本市への誘客に資する取組を実施しています。 令和 6 年度は、新規事業として、堺市外からの団体ツアー実施に要する費用の補助、鉄道事業者と大阪府内自治体との共同による全国規模の観光キャンペーン等を実施しています。また、本市の人気観光スポットの 1 つである堺市役所 2 1 階展望ロビーのリニューアルを行う予定です。 継続事業としては、府内周遊や広域周遊の促進を通じて万博開催の効果を本市に波及させるため、関西観光本部や大阪観光局と連携し、本市の観光資源を活用した誘客プロモーション等を推進しています。 引き続き、優良な観光コンテンツの創出、市内の周遊促進、効果的なプロモーションを行うことにより、本市への誘客や長時間滞在による宿泊観光を促し、市内消費の活性化につなげます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（環境事業部資源循環推進課） 本市では、マイボトルを利用できる店舗をホームページで紹介するなど、ペットボトルを含む使い捨てプラスチックの使用を抑えることができる情報発信を行い、市民の行動変容を促しており、引き続き取組を進めます。 第 2 3 項（環境事業部資源循環推進課） 本市では、ごみの 4 R 運動について、優先度の高いリフューズからリデュース、リユース、リサイクルと順に取り組んでいただくことを推進しています。4 R 運動について、広報さかいやホームページ、ごみ減量出前講座、イベント出展等において、市民の意識改革・行動変容につながる情報発信を行っているところであり、引き続き取組を進めます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 4 項（産業戦略部イノベーション投資促進室）			
堺市では、中百舌鳥エリアをイノベーション創出拠点と位置づけ、「堺市基本計画 2 0 2 5」の K P I 「イノベーション創出につながる事業数 1 0 0 件」の 2 0 2 5 年までの達成と、地域、社会の課題解決や新たな価値をもたらすイノベーションに資する取組を通じて堺・中百舌鳥イノベーション創出拠点の形成を進めています。 スタートアップ・ベンチャー企業への支援はもちろん、3 0 歳以下の若手起業家や学生を対象としたプログラム、将来のイノベーションの担い手である子どもたちを対象としたプログラムなども実施しています。 また、昨年 1 0 月にさかい新事業創造センター（S－C u b e）内にオープンしたイノベーション交流・共創拠点「C o m m u n i t y r o o m c h a－s h i t s u（茶室）」では、イノベーションの創出に向けて、起業家・ベンチャー・中小企業・学生・地域の方など様々な属性の方たちが集い交流しています。			
第 2 5 項（産業戦略部雇用推進課）			
賃金につきましては、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証しています。令和 5 年 1 0 月 1 日から大阪府最低賃金は 1, 0 6 4 円となっており、それ以前の 1, 0 2 3 円から 4 1 円引き上げられています。また、令和 6 年 1 0 月 1 日からはさらに 5 0 円引き上げられ、1, 1 1 4 円に改正される予定です。本市では、広報さかいや市ホームページ等にて、最低賃金制度や金額改定についての周知をおこなっています。 雇用に関しましては、さかい J O B ステーションや、ジョブシップさかいにおいて、求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどに取り組んでいます。また、新たに不本意ながら非正規雇用で働いている方への転職支援にも取り組みます。 なお、同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消をめざすものであり、同一労働同一賃金の新ルールによる待遇格差の解消にかかるパートタイム・有期雇用労働法は、大企業が令和 2 年 4 月 1 日から、中小企業については令和 3 年 4 月 1 日から施行されています。本市としても、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について、周知・啓発を図ってまいります。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 6 項（都市計画部都市計画課、都心未来創造部都心活性化担当） 堺市都市計画マスタープランでは、「すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する」をコンセプトの一つとしています。 これを踏まえ、各拠点の役割に応じた都市機能を誘導するなど、都市魅力を高め都市の持続的な発展に資する市街地形成を図り、あわせて、住環境の質の向上を図ることにより、すべての人が安心して生活できる環境の整備を進めています。 また、令和 5 年 5 月、堺都心部の魅力向上及び活性化に向け、堺東エリア、堺駅・堺旧港エリア、環濠エリアの 3 エリアにおける将来像や取組の方向性を示す「堺都心未来創造ビジョン」を策定しました。 同ビジョンのもと、各エリアの将来像の実現に向け、市民や事業者など多様な主体と方向性を共有し、堺都心部の類いまれな歴史文化や多様な都市機能等の地域資源を活かし魅力を高める「魅力を磨く」取組に加え、人・地域・資源・情報・サービスなどの「魅力を結ぶ」取組を一体的に進めています。 第 2 7 項（都市計画部都市計画課） 堺市都市計画マスタープランでは、めざすべき都市像の一つに「安全で安心して暮らせる都市」を掲げており、都市の不燃化や避難経路の確保など、倒れにくく燃えにくい市街地の形成や避難・防災活動がしやすい市街地の形成に取り組んでいます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 8 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 自転車ヘルメット着用率向上については、区民まつり等の様々な機会を捉えて啓発に取り組んでいます。 また、本市では交通安全教室や出前講座などの講習会を年間約 3 3 0 回開催しており、ヘルメット着用啓発や自転車の車道通行など自転車の交通ルールについて啓発しています。さらに、昨年度より民間事業者の協力を得て、高齢者向けの交通安全教育を開催しています。 今後も民間事業者との連携を拡充し、自転車ヘルメット着用率向上や自転車の安全利用について取り組みます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 9 項（経営企画室事業マネジメント担当）（建設局土木部土木監理課、道路部道路整備課）			
（１）下水道			
本市において発生が危惧される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などの災害発生時には、下水道施設の被害を最小限にとどめ汚水処理機能を確保するため、施設の耐震化を計画的に進めています。			
また、災害時の避難所機能を早期に確保するために、指定避難所となる全ての市立小学校や各区役所を対象にマンホールトイレを設置しています。			
（２）土木、（３）道路			
本市においては、大規模地震時における道路の被害を最小限に抑えるために、道路施設の定期的な点検や、計画的な補修、更新により、施設の健全性を確保しています。また、これらの日頃の維持管理に加え、大規模地震時に救急救命活動や救援物資の輸送、復旧支援活動を支えるために、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を計画的に進めています。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 0 項（学校教育部生徒指導課） 文部科学省が示す生徒指導提要に基づき、いじめ・暴力・不登校の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。 第 3 1 項（教職員人事部教職員企画課） 教員の働き方改革については、これまでの「当たり前」からの脱却を取組姿勢として、令和 6 年 3 月にウェルビーイング向上のための取組指針を策定しました。本指針は、教育委員会事務局と学校園が共にめざす教職員・学校園の姿や成果指標、直ちに取り組むべき 9 つの重点取組等とその取組の方向性、方法等を定めたものです。教員が働きやすく、その専門性を発揮できる環境を整備し、教員が働きがいをもって、輝く笑顔で子どもたちと接し、子どもたちへ質の高い教育を提供できるように取組を進めます。 第 3 2 項（学校教育部生徒指導課） 体罰は重大な人権侵害であると捉えています。全教職員対象の研修により体罰に対する教職員の認識を高める等、体罰根絶に向けて取り組んでいます。 第 3 3 項（総務部教育政策課） 本市教育委員会では、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を I C T を積極的に活用しながら育む必要があるとの考えのもと、教育施策を推進しています。また、中学校区を一体的にマネジメントする学校群単位での改革や、学校と地域を結ぶ人材の育成及び企業・N P O 法人等との連携など社会資源を活用する取組も進めています。 第 3 4 項（学校管理部学校給食課） 「堺市中学校給食改革実施計画（令和 3 年 1 0 月策定）」に基づき、令和 7 年 6 月からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、現在、給食センターの整備や実施準備等に取り組んでいます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 5 項（学校教育部生徒指導課、学校保健体育課） 子どもたちを性暴力・性犯罪から守り、誰ひとり加害者、被害者、傍観者にさせないための教育として、すべての人が自分と他人の生命と人権を尊重することのできるような人権教育に取り組んでいます。 また、子どもの生命の安全と事故防止の徹底を図るため、児童生徒等の発達段階に応じた安全指導を計画的に行っています。			

番 号	陳情第 4 6 号
件 名	放課後施策等について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9 月 2 5 日
(審査結果) 第 1 項 堺市議会では、地方自治法及び堺市議会委員会条例の規定により設置した常任委員会において、議案、請願及び陳情等について審査し、各委員会の所管事務に関する調査活動を行っています。 のびのびルームを所管する文教委員会を始め、委員会で行う視察等の調査活動については、各委員会において委員間で事前協議を重ねた上で、委員の総意でもって委員長が議長に申し出る手続きを踏み、調査活動を行っています。あわせて、これら調査活動を通じて委員会において各委員は所管部署に対し質問等を行うなど、議会審議に寄与させるとともに市政の発展に反映させてまいります。 また、この度、提出された陳情については、陳情書として全議員へ配布しています。 今後も多くの住民の多様な意見を市政に反映することに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 4 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の追加配置については、ルームの状況を熟知している運営事業者の申請により配置するものとしており、業務を担う指導員は、運営事業者が確保することとなっています。 ただし、指導員の確保が困難な実情を鑑み、本市としてもホームページにおいて募集の記事を掲載することにより支援しています。 第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 児童に安全・安心に利用していただくためには、指導員の使用者である運営事業者による適正な労務管理が必要と認識しています。 放課後児童対策等事業は委託業務として実施していることから、労働条件を改善させる権限は本市にありませんが、委託契約書等に労働関係法令を列挙し、運営事業者に対してこれらを遵守することを求めています。 第 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 常勤の放課後児童支援員の複数配置を委託業務に係る仕様書に規定することについて、引き続き、雇用主である運営事業者へのヒアリングにより意向を把握し、費用対効果を精査するなど総合的に検討します。 第 5 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することは、施策を推進する上で基本的なものと認識しています。そこで、具体的な一方策として、活動プログラムを企画する段階から児童の意見を反映させる機会を設けることを、順次、委託業務に係る仕様書に規定し、児童が主体的に運営に関われる工夫を運営事業者に求める予定です。			

番 号	陳情第 4 7 号	所管局	市長公室
件 名	大阪・関西万博について		
第 1 項（政策企画部） 2025 年大阪・関西万博は、主催する日本国際博覧会協会が示した基本計画等のおり開催されるものと認識しております。また、万博の開催は経済、文化、社会等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。 本市としても、堺の持つ優れたポテンシャルを活かしてその効果を確実に取り込み、堺の成長、発展に繋げるため、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、万博の機運醸成、堺の魅力発信に取り組めます。			
第 2 項（政策企画部） 天皇皇后両陛下は、東京都内の式典等のほか、全国植樹祭・国民体育大会・全国豊かな海づくり大会・国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭にご出席のため地方に行幸啓になります。併せて地元の福祉・文化・産業施設などをお訪ねになり、関係者を激励されます。 また、大きな災害が発生した際には、現地に赴かれ、犠牲者を慎み、被災者を慰め、救済活動に携わる人々を激励されます。 行幸啓においては、過去の訪問事例に照らしてその目的や内容等が考慮されるものであると考えます。			

番 号	陳情第 4 7 号	所管局	産業振興局
件 名	大阪・関西万博について		
第 3 項（産業戦略部産業企画課）（文化観光局観光部観光企画課） インバウンド 3 5 0 万人を含む 2 8 2 0 万人の来場者が見込まれる大阪・関西万博の開催は、堺をアピールする絶好の機会です。本市としてもこの好機を逃さず、観光コンテンツの磨き上げ、観光客の受入環境の整備や周遊の促進、効果的なプロモーションを行い、市内消費の活性化に繋がります。 また、国とも連携し、国内需要だけではなく海外需要も取り込む成長産業等の支援や育成を行い、産業競争力の強化や地域経済の活性化を図ります。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 項（防災課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課） 発災時、全ての避難所に手話通訳者を配置することは困難ですが、避難所運営に携わる地域住民が障害のある方等へ配慮できるよう、堺市ホームページには校区避難所運営マニュアルの資料として、「要配慮者に応じた対応」一覧を掲載しています。 また、校区の防災訓練時には、堺市登録手話通訳者派遣をご利用いただけます。 なお、避難所は様々な事情を有する方が共同で生活する場所であり、本市の避難所運営では配慮事項を確認する、配慮が必要な方の避難スペースを設置するなどの対応を行っていますので、現時点で備蓄倉庫に防災ビブスを備蓄することは予定していません。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	市民人権局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 項（市民生活部区政推進課）（堺区役所企画総務課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課） 本市では、令和 5 年 3 月に「区役所と本庁のあり方基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、あるべき区役所像の実現に向けた取組方針のひとつに『「誰一人取り残さない行政サービス」の提供』を掲げています。 この取組方針を推進するため、南区役所ではスマート区役所事業の取組として令和 6 年 6 月末に区役所全課にタブレット端末を配置し、多言語翻訳アプリのほか音声文字変換アプリを活用した来庁者との円滑なコミュニケーションに先行して取り組んでいます。 今後も区役所と本庁関係部局が連携し、I C Tを活用した窓口業務全体の見直しを行うほか好事例の横展開を図るなど市民サービスの向上に努めます。 また、聴覚障害者相談員への連絡ツールのひとつとして、各区に聴覚障害者専用メールアドレスを設置しています。各区聴覚障害者相談員が聴覚障害者専用メールアドレスの使い方をご説明し、みなさまのメールアドレスとアドレス交換したうえで使用開始としています。ぜひご利用ください。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	消防局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 3 項（総務部人事課、救急部救急課）			
救急隊員が聴覚障害者と意思疎通を図るため、平成 2 0 年 1 0 月より「S O S カード」（カードに記載しているイラストまたは文字を指差し等によりコミュニケーションを図るもの）、平成 2 9 年 8 月より救急隊用スマートフォンに搭載した「多言語音声翻訳アプリ『V o i c e T r a （ボイストラ）』」を活用しているほか、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者に搬送先医療機関へ来ていただくなどの対応を行っています。 なお、聴覚障害者との意思疎通については、消防局においても視覚言語である手話やコミュニケーション方法などを学ぶ必要性を認識しているところであり、9 月から消防局全職員を対象に堺市ろうあ者福祉協会より講師をお招きしてデフ・コミュニケーション研修を実施する予定です。 引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 4 項（障害福祉部障害施策推進課）

本市では、平成 2 9 年 9 月に「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針」を定め、本方針を進行計画として、また令和 6 年 3 月に策定した「第 5 次堺市障害者計画・第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画」に基づき施策を推進しています。

本方針に基づき、市民向け手話講座の開始や市長記者会見への字幕・リアルタイム手話の挿入、夜間・休日の緊急時における堺市意思疎通支援者派遣事業の開始など、多くの事業を進めてきました。

また、施策の実施状況については、本条例第 9 条に基づき毎年度「堺市障害者施策推進協議会権利擁護専門部会」にて報告し、障害当事者や有識者などからご意見をいただくことで、成果と課題を整理し、施策の更なる展開に活かしています。

なお、本方針については、本市計画や国・府の動向、上記部会でのご意見を踏まえつつ、状況に応じて更新し、今後も障害者のコミュニケーション支援のための施策を進めます。

第 5 項（障害福祉部障害施策推進課）

本市は、「障害者が窓口で速やかに情報を取得し、快適なコミュニケーションを図ることができるよう、まずは市職員を対象にした研修を率先して実施していきます」と推進方針にて定めており、聴覚障害者をはじめとする様々な障害者、多様なコミュニケーション手段についての理解を深め、窓口に来られる全ての方が円滑・快適なコミュニケーションを図ることができることを目的に、庁内職員・窓口職員向け研修を実施しています。

庁内職員向けの研修としては、令和 6 年 2 月に全庁職員に向け障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施したほか、窓口職員向け研修としては、令和 5 年度に 2 回、手話及び聴覚障害者理解研修を実施しており、今年度も同様に実施予定です。

職員の聴覚障害者理解が深まるよう、今後も引き続き研修等を実施します。

第 6 項（障害福祉部障害施策推進課）

文字による情報保障のツールとしては、ホワイトボードなど文字が記載できるボードが既に各区役所にありますが、アンブルボードも、夜間や停電時、災害時等の有効な情報伝達ツールの一つであることから、設置に向け検討を進めています。

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 7 項（保健所感染症対策課） 令和 6 年度から新型コロナワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種として実施し対象者は、6 5 歳以上の方と、6 0 ～ 6 4 歳の方のうち心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳 1 級程度の方です。定期接種の対象者以外の方は任意接種として、全額自己負担となります。 なお、現在のところ、任意接種について市の助成は予定しておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。 第 8 項（障害福祉部障害施策推進課、障害福祉サービス課） 本市では、盲ろう者通訳・介助にかかる事業は、大阪府・大阪市・府内中核市と共同実施事業として実施しているため、堺市独自の制度を作る予定はありません。 なお、盲ろうの方が緊急で病院に搬送された場合は、現在共同実施している盲ろう者通訳・介助者派遣事業のほか、状況に応じて各区聴覚障害者相談員の支援や、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業などもご利用いただけます。 第 9 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課） 障害福祉サービスにおけるグループホームを新たに創設する際には、国の補助金を活用し、市独自で整備費の加算として上乗せを行い、事業者負担の軽減を図っています。制度上においては障害種別ごとのグループホームの指定はありませんが、補助事業所の選定に当たっては、特に重度障害者の方を受け入れる事業者を優先して選定するなどし、障害者の方の暮らしの場の確保に努めています。 なお、本市では「手話は言語であること」や、障害者の多様なコミュニケーション手段について広く市民に向け啓発を行うため、市民向け堺市手話言語・コミュニケーション条例に関する研修、市が使用する封筒への条例記事の掲載等を実施しています。 今後も、市民・事業所に向けた啓発を進めます。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 0 項（障害福祉部障害施策推進課） 合理的配慮の提供とは、事業者等が事業を行うに当たり、個々の場面で、障害者が社会的障壁を取り除いてほしいとの旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が荷重でないときに、その社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を提供することとされています。合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との建設的な対話を通じて対応案を検討することが重要です。 大阪府内では条例により、令和 3 年 4 月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されていましたが、令和 6 年 4 月施行の改正障害者差別解消法において、その旨が規定されました。 本市では、平成 2 8 年度から障害を理由とする差別の相談窓口を開設しており、また、法改正に合わせて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領」を改定したほか、令和 6 年 8 月号の「広報さかい」での特集記事の掲載、本市まちづくり出前講座において新規講座「障害者差別の解消にむけて」を開始するなど、合理的配慮の提供について広く周知するための取組を進めています。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 1 項（学校教育部支援教育課、人権教育課） 本市では、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に基づき、手話への理解を促進し、手話をはじめ障害者が必要とする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境整備に努めています。 聴覚障害のある児童生徒への言語指導は、児童生徒の実態に合わせて適切な方法を選択したり、組み合わせて使ったりすることが求められることから、手話や指文字や読話、ロジャーマイク等を用いて教育活動を行っています。 また、大阪府立堺聴覚支援学校にある通級指導教室を利用し、自立活動に関する指導支援を受けることや、大阪府センター的機能を活用し児童生徒や教職員のニーズに応じた指導支援や指導助言を受けることも可能となっており、聴覚障害のある児童生徒への実効性のある指導支援を進めています。 学校園等における聴覚障害者の方々への手話学習の充実に向けて、視覚聴覚障害者支援センターと引き続き連携していきます。また、コミュニケーション手段を学ぶための学習会等を開催する場合には、教育委員会としても引き続き支援します。			

番 号	陳情第 4 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	市立老人福祉センターの入浴事業について		
第 1 項（長寿社会部長寿支援課） 「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」については、令和元年 1 0 月 4 日から令和元年 1 0 月 3 1 日までパブリックコメントを実施の上、いただいたご意見及びそれに対する本市の考え方と併せ、本市ホームページに掲載しました。また、令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 9 月 3 0 日まで担当部署窓口、市政情報センター、各区市政情報コーナー、図書館にも配架しており、堺市情報公表の実施に関する基準に従い、適正に処理しました。 第 2 項（長寿社会部長寿支援課） 市立老人福祉センターの入浴事業については、利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和 2 年 3 月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」により、令和 6 年度までを目途に事業継続することとしており、この基本指針のとおり、今年度末で入浴事業を終了しますのでご理解ください。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	市立老人福祉センターの入浴事業について		
(長寿社会部長寿支援課) 市立老人福祉センターの入浴事業については、利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和 2 年 3 月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」により、令和 6 年度までを目途に事業継続することとしており、この基本指針のとおり、今年度末で入浴事業を終了しますのでご理解ください。			

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	市立老人福祉センターの入浴施設について		
(長寿社会部長寿支援課) 市立老人福祉センターの入浴事業については、利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和 2 年 3 月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」により、令和 6 年度までを目途に事業継続することとしており、この基本指針のとおり、今年度末で入浴事業を終了しますのでご理解ください。 また、中老人福祉センターについては、令和 4 年 4 月 1 日に社会福祉法人に有償譲渡していますが、令和 7 年 4 月以降は他の老人福祉センターと同様に入浴事業を終了する予定と聞いています。			

番 号	陳情第 5 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	南区役所生活援護課について		
(生活福祉部生活援護管理課) (南区役所南保健福祉総合センター生活援護課) 生活保護制度においては、保護の開始の申請があったときは、生活保護法等に基づく必要な調査を行った上で決定を行うことが不可欠であり、家庭訪問などの調査が実施できないときは、場合によっては法に基づき生活保護申請を却下せざるを得ないことがあります。 今回の陳情のケースについては、生活保護を開始するための必要な調査ができなかった結果、やむを得ずに生活保護申請の却下決定を行ったものです。また、記載いただいた人権侵害等の事実はありませんでした。 今後も、本制度が市民の方々の生活を保障し、最後のセーフティネットとしての機能を確実に果たすよう、法に基づく適正な運営に努めます。			

番 号	陳情第 5 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
第 1 項（保健所感染症対策課）			
ワクチン接種を受けられた全ての市民の健康被害実態調査については、本市の総接種回数が約 2 6 6 万回以上であり、実施が困難なため、予定していません。 本市では、コロナワクチン接種後の副反応が長く続き、不安や心配がある方が、必要な相談や支援につながる事が非常に重要であると考えています。そのため、本市では、堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口を設置し、看護師が副反応で不安をお持ちの方に対して精神的なケアを含めた相談対応を行っています。 また、本市ホームページのほか接種協力医療機関においてチラシを配布して頂く等により周知を図っており、本市の相談窓口に円滑につながるよう、医療機関をはじめとした関係機関と連携し、丁寧に対応しています。			
第 2 項（保健所感染症対策課）			
コロナワクチンを接種する協力医療機関において、ワクチン接種後に「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」のチラシを配布いただき、本市の副反応相談窓口に円滑につながるよう医療機関をはじめとした関係機関と連携し、丁寧に対応しています。			
第 3 項（保健所感染症対策課）			
接種後の副反応を疑う症状に対して被接種者の方が接種医、かかりつけ医にご相談いただき、重篤な副反応等があった場合には、地域の医療機関から専門的な医療機関への相談や紹介をしていただく本市独自の後方支援体制を令和 3 年度に構築しました。その後、令和 5 年度末の特例臨時接種の終了に伴い、大阪府が構築する専門医療体制に引き継がれています。 今後も継続して大阪府、本市医師会と連携し、本市医療機関に協力を呼びかける等、専門医療体制の強化に努めます。			
第 4 項（保健所感染症対策課）			
ワクチン接種により健康被害が生じた方の救済制度の申請については、堺市新型コロナワクチン副反応窓口にて救済制度の案内や申請の相談支援を行っています。 なお、文書費用の支援については、本市では予防接種の副反応による健康被害救済に関して、本来国が全国一律の制度によって救済することが望ましいと考えており、今後、全国会議等での先進事例の共有や意見交換を行い、議論を深めます。			

番 号	陳情第 5 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
第 5 項（保健所感染症対策課） 副反応被害の治療費の支援については、国が予防接種の副反応による健康被害に対して予防接種との因果関係があると認めた場合、医療手当等を給付する制度があり、本市独自の治療費の支援は予定していません。 本市としては、引き続き医師会や医療機関等と連携し健康被害救済制度の周知に努め、また、救済制度の案内、申請手続に対する丁寧な相談支援に取り組めます。 第 6 項（保健所感染症対策課） 新型コロナワクチンの接種記録の保管期間の延長については、国において検討されており、今後もその動向を注視します。 第 7 項（保健所感染症対策課） これまでも本市としては、新型コロナワクチン接種は強制ではなく、接種を受ける方には、ワクチン接種の効果と副反応のリスクについてご理解いただいたうえで、自らの判断で接種を受けていただけるよう周知を行ってきました。 今年 1 0 月から実施予定の定期接種においてもワクチンのリスク、デメリット情報をわかりやすくお伝えし、接種を希望される方が、正確な情報を知り安心して接種を受けていただけるよう、適切な情報提供に努めます。			

番 号	陳情第 5 4 号	所管局	子ども青少年局
件 名	子どもの権利条例について		
(子ども青少年育成部子ども企画課) 本市では、条例の有無にかかわらず、子どもの権利条約の理念を踏まえて「堺市子ども・子育て総合プラン」の基本理念の一つに「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」を掲げており、子どもを権利の主体とし、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益の実現を図ります。 加えて、こども基本法においてこどもの意見表明等に係る規定が設けられたことから、これまで以上に権利の主体であるこども・若者の意見表明機会の確保に努め、その意識を庁内外に根付かせるための取組を推進します。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	大浜北町市有地活用事業について		
第 1 項（保健所動物指導センター） 動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の取扱業（動物の販売や保管、展示など）を営もうとする者は、第一種動物取扱業の登録を受けなければならないとされています。 また、第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持し、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならないと定められています。 本市としては、本市内の対象施設について、これら法令に照らし、事業者に対し適正に飼育管理するよう助言や指導を行います。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	建築都市局
件 名	大浜北町市有地活用事業について		
第 2 項（都心未来創造部堺駅エリア整備担当） 平成 2 4 年に策定した「堺臨海部再生・創造ビジョン」では、大浜北町市有地を含む堺旧港地区について、地区の活性化コンセプトを「都心での海辺文化・賑わいの再興」と位置づけ、親水空間等の確保、商業機能の導入などの活性化方策を講じることとしています。 本市では、大浜北町市有地活用事業として、平成 2 9 年に上記コンセプトのもと募集要項を公表し、民間事業者より事業提案を受け付け、事業者を決定しました。当事業提案は、募集要項に記載の活性化コンセプト及び基本方針に沿ったものです。 民間事業者に対してはイルカの習性を考慮して適正に取り扱うようお伝えします。			

番 号	陳情第 5 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	大浜北町市有地活用事業について		
第 1 項（保健所動物指導センター） 動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の取扱業（動物の販売や保管、展示など）を営もうとする者は、第一種動物取扱業の登録を受けなければならないとされています。 また、第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持し、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならないと定められています。 本市としては、ご指摘の施設においてイルカを飼育する場合には、これら法令に照らし、事業者に対し適正に飼育管理するよう助言や指導を行います。			

番 号	陳情第 5 6 号	所管局	建築都市局
件 名	大浜北町市有地活用事業について		
第 2 項（都心未来創造部堺駅エリア整備担当） 本市では令和 5 年 5 月に「堺都心未来創造ビジョン」を策定し、堺都心部の類いまれな歴史文化や多様な都市機能等の地域資源を活かし魅力を高める「魅力を磨く」取組を進めることとしています。 当ビジョンのもと、堺駅・堺旧港エリアについては、民間活力を活用し、現在、大浜北町市有地活用事業としてイルカ関連施設のほか海辺を臨みながら回遊できる歩行者用通路や堺旧港の眺望を一望できるホテル、レストランなど賑わい・交流施設の整備を進めています。 このほか、堺旧港の親水護岸や護岸後背地を活用した海辺空間の創出など、市内外から来訪される魅力あるエリアにすることをめざします。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（保健所動物指導センター）			
本市では、野良猫（飼い主のいない猫）の対策として、猫が増えて環境を悪化させることがないように地域で野良猫の不妊去勢手術を行い、その一代限りの命となった猫を、地域の方で適正に管理する地域猫活動を推奨しています。その際、捕獲やエサやりの場所が公共施設、私有地、民間施設である場合は土地及び施設所有者の指示に従ってもらうようお願いしています。 また、リタイアした盲導犬は、一般の家庭犬として余生を過ごすため、盲導犬育成施設から引退犬飼育ボランティアに譲渡されています。 飼い主がやむを得ず飼うことができなくなった動物、迷子や負傷している動物については動物指導センターにおいて引き取ることがありますが、野良猫（飼い主のいない猫）などの収容施設については、動物病院の併設も含め設置予定はありませんので、ご理解をお願いします。 また、本市では動物指導センターの建替えを検討しており、大規模災害時における飼い主とはぐれたペットなど被災動物の収容場所や必要物資の備蓄についてもより充実を図ります。			
第 2 項（保健所動物指導センター）（環境局環境事業部環境業務課）			
本市では、愛するペットが亡くなった時の埋葬、ご供養などについては、飼い主の方から民間の動物霊園等へご相談するようお願いしています。 動物専用の斎場の設置は予定していませんが、家族の一員として一生を終えた動物たちや事故等によりその生命を全うすることができなかった動物の慰霊碑を動物指導センター敷地内に設けており、献花していただくことが可能です。 なお、民間の動物霊園等への依頼が難しい場合は、動物専用炉を所有する本市の委託事業者へ依頼することもできます。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 3 項（保健所動物指導センター）（環境局環境保全部環境共生課）

本市では、野良猫（飼い主のいない猫）の対策として、地域猫活動支援事業を実施しており、避妊去勢費用の負担軽減として 1 頭あたり避妊去勢費用上限 8 千円、年間最大 3 0 頭分の費用助成を行っています。

助成の条件として、地域の状況や活動の主旨を事前に地域の理解を得ることや 3 人以上のグループでの活動であること、また、活動にかかるトラブル防止のため、捕獲やエサやりの場所が公共施設、私有地、民間施設である場合は、土地及び施設所有者の了解も取るようにしています。

動物指導センターでは、地域猫活動の実施についてのご相談を随時お伺いしています。ご意見にある猫以外の野生動物については、人為的な影響を極力減らし、自然のままにそっと見守ることが正しい野生動物との共生となります。このことから、野生動物を避妊去勢することについては、共生の観点から適切ではありません。

第 4 項（長寿社会部介護事業者課）

所得状況に応じて入所が可能な高齢者の住まいとして特別養護老人ホームがあります。特別養護老人ホームは、常に介護が必要で自宅では介護が困難な要介護 3 ～ 5 の高齢者を入所の対象とする施設ですが、設備や運営に関する基準にペット飼育に関する規定はありません。

ペットには癒し等の効果があるとされているものの、清潔の維持、介護職員の負担の増加、ペットを起因とする動物アレルギーの発症やペットを苦手とする方への対応などが必要となると考えています。

第 5 項（長寿社会部長寿支援課、介護事業者課）

本市所有の高齢者関係施設での発表会等の実施については、動物に対してアレルギーをお持ちの利用者がいる場合等もあるため、難しいと考えています。

また、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設等における非常災害時の訓練等については、具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する必要があります。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う必要があります。当該訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとなっています。

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（長寿社会部長寿支援課、保健所動物指導センター） 本市では一般介護予防事業として、介護予防・フレイル予防に効果的な講座を実施しています。また、介護職員を対象として、介護現場の負担軽減につながる研修等も実施しています。なお、個々の高齢者施設における講座等については、関連法令等の下で各施設において実施されているものと考えています。 動物指導センターでは市民の方が参加できる堺市生涯学習まちづくり出前講座の中で「ペットを飼うときに知っておいてほしいこと」という講座を設けています。また、動物指導センターでの啓発事業への参加も可能です。 第 7 項（長寿社会部長寿支援課、介護事業者課） 介護人材の確保に関しては、介護職員の定着支援、資質向上、介護現場の魅力発信に向け、介護職員向け研修と市内介護事業者の取組発表の場としての「さかい福祉と介護の実践発表会」、市内の事業所と職員を表彰する「働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」を実施しています。 また、本市では、介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設の整備にあたり、大阪府地域医療介護総合確保基金事業に基づく補助制度を整備しています。 介護職員がやりがいを感じながら長く働くことができるよう、市内の介護事業所における労働環境の改善や業務効率の向上につながる取組を支援し、介護人材の定着や、介護に対するイメージの向上、魅力発信につながるよう取り組みます。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（住宅部住宅施策推進課） 行政としては、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸等するための公営住宅を中核とした住宅セーフティネットを整備し、居住の安定を確保することが重要な役割と考えています。 民間の共同住宅における動物の飼育については、分譲マンションにおいては管理規約等で定められており、賃貸物件についてもルールを確認していただいた上で住居を選んでいただく必要があると考えます。 いずれにしても、共同住宅においては、共用部の利用に関わるため、共同住宅にお住まいの方が互いに理解をすることが必要です。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	産業振興局
件 名	工場立地について		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（産業戦略部イノベーション投資促進室）			
シャープ株式会社が立地する以前の堺浜は、新日鉄の高炉休止等の後、十数年にわたって広大な未利用地が存在し、その有効活用が課題となっていました。そのような中、企業立地促進条例の制定をはじめとした企業誘致の取組により、シャープ株式会社のグリーンフロント堺の立地につながり、これまで未利用地であった土地に最新鋭の液晶パネル生産拠点が設置され、新たな税収や雇用等が生まれました。また、周辺地域においても、中小企業団地や大規模物流施設が立地し、近年では株式会社クボタの中核となる大型研究開発拠点が立地するなど、グリーンフロント堺の立地を契機として、事業所の集積が進んでいます。 以上のとおり、グリーンフロント堺の誘致により、堺浜における未利用地の有効活用につながり、本市の地域経済に大きく寄与したと考えています。 企業投資促進事業は、本市内に企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、もって本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。今後もこれらの趣旨に則り、本市内への企業投資の誘導に取り組めます。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	文化観光局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
第 1 項（歴史遺産活用部文化財課、観光部観光推進課） 住吉祭の神輿渡御のうち、宿院頓宮で行われる「荒和大祓神事（あらにごのおおはらえしんじ）」は堺市指定無形文化財に指定されており、毎年文化財課において内容を把握しています。 今年の神輿渡御は、陳情にご記載のとおり大和川から宿院頓宮まで大神輿をトラックで運び、頓宮祭と「荒和大祓神事」が行われました。このルートは堺市歴史的風致維持向上計画における「神輿渡御にみる歴史的風致」の記載内容から変更されており、住吉大社からは担ぎ手不足などやむを得ない事情によるものと聞いています。今回の陳情内容は住吉大社に伝え、情報共有を図ります。 今後も市指定文化財の内容把握に努めるなど、堺の歴史的風致の維持向上に努めます。 令和 6 年度の堺大魚夜市の開催日の変更について、主催者である堺大魚夜市実行委員会からは、平日開催の場合、事前準備、当日の運営や後片付けに係る担い手不足が深刻であり、継続的な開催が困難であることから、開催日を 7 月最終の土曜日に変更されたと伺っています。 本市としましては、3 1 日に開催されていたという歴史的な意義は認識しておりますが、鎌倉時代から続く歴史と伝統ある堺大魚夜市を継続し、次世代に継承していくことが重要と考えております。 なお、開催日は変更されましたが、例年 7 月 3 1 日に堺大魚夜市で執り行っていた神事については、同実行委員会から今後も 7 月 3 1 日に住吉大社において執り行うと聞いております。 第 2 項（観光部観光推進課） 堺観光ガイドブックには、観光誘客の重点エリアと位置付けている環濠エリア大仙公園エリアのほかにも、本市への誘客につながる主要な観光施設を掲載する必要があると考えています。 鉄炮鍛冶屋敷など戦災を免れた歴史的建築物が数多く残る環濠都市北部地区については、当ガイドブックの次回の改定において分かりやすく紹介いたします。 引き続き、環濠エリアの魅力発信や建築物活用に努め、さらなる来訪者の誘客を図ります。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
第 3 項（都市計画部都市景観室） 環濠エリア北部地区において歴史的なまちなみの再生を進めていくためには、地区に住んでいる方や建物等を所有している方の理解と協力を得ながら、町家などの歴史・文化資源を生かした魅力の創出に取り組む必要があると考えています。 このことから、環濠エリア北部地区における景観形成については、地域の方々の意見を聴きながら進めるため、改めて協議及び対話を再開します。			

番 号	陳情第 6 0 号	所管局	建築都市局
件 名	堺旧港親水護岸について		
(都心未来創造部ベイエリア推進担当) 堅川橋歩道から内川沿いに降りる階段について、ご指摘のとおり経年劣化が進んでいることは認識しています。そのため、近畿地方整備局に改善の申し入れを行っています。引き続き安心安全な階段となるように近畿地方整備局南維持出張所と協議し改善に向け働きかけます。 堺旧港親水護岸において、美しく整備された親水護岸や開放的な海辺を活かし、憩い・親しめる交流空間を創出するため様々な取組を行っています。親水護岸を安心安全に利用していただくためには防犯カメラの設置は望ましいと考えます。大阪港湾局と協議を行い、現在、堺旧港北側護岸に 1 基設置しています。今後も防犯カメラの増設に向けた協議を施設管理者である大阪港湾局と行います。			

番 号	陳情第 6 1 号	所管局	建設局
件 名	公園の水道施設について		
第 1 項、第 2 項（公園緑地部公園監理課）			
街区公園は主として街区に居住する人の身近な利用を目的としており、公園の規模も小さく災害時における一時避難地としての役割も担っていないため、公園管理者として基本的には水道施設を要しない施設としています。ご要望のように地域団体等が自己負担により主体的に設置し運営管理をおこなう場合は協議により設置の可否を判断することになりますが、そのための補助制度を設けることは、前述に示すとおり、公園管理者として街区公園は水道施設を要しない施設としているため困難であると考えます。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。			

番 号	陳情第 6 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
(中央図書館総務課) 図書館の必要性や重要性についてご理解いただきありがとうございます。 中央図書館のあり方、再整備については、令和 5 年 1 月から庁内関係課で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、令和 2 年 7 月に策定した中央図書館基本指針に基づき、中央図書館が有する市立図書館全館の中核となる機能（中央図書館センター機能）と図書館サービスの最前線としての機能（中央図書館パブリックサービス機能）それぞれのあり方について検討を進めています。 本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 3 2 条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。人口減少と超高齢社会が進行している社会潮流においても、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。			

番 号	陳情第 6 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
第 1 項（中央図書館総務課） 本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努めています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。 第 2 項（中央図書館総務課） 司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。質の高いサービスを維持、提供できるよう、職場研修を積み重ね、司書の専門性を高めます。また、専門家や関連機関、関連部局との連携を図りながら、市民の学びと交流を支援します。 第 3 項（中央図書館総務課） 図書館は、市民の皆様とともに築き上げ、多くの方から愛され続ける施設をめざしており、中央図書館再整備にかかる構想を進める際には、市民の皆様のご意見もお聞きしなければならぬと考えています。 第 4 項（中央図書館総務課） 本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 3 2 条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。人口減少と超高齢社会が進行している社会潮流においても、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。 第 5 項（中央図書館総務課） 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 4 9 号））は、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。 本市図書館においては、大活字本、LL ブック、電子書籍等の資料提供、対面朗読サービス、拡大読書器の提供等を実施しており、今後も法の主旨をふまえ、サービスの提供に努めます。			

番 号	陳情第 6 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（中央図書館総務課）			
図書館の必要性や重要性についてご理解いただきありがとうございます。			
中央図書館のあり方、再整備については、令和 5 年 1 月から庁内関係課で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、令和 2 年 7 月に策定した中央図書館基本指針に基づき、中央図書館が有する市立図書館全館の中核となる機能（中央図書館センター機能）と図書館サービスの最前線としての機能（中央図書館パブリックサービス機能）それぞれのあり方について検討を進めています。			

番 号	陳情第 6 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
第 1 項（学校教育部教育課程課） 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では令和 3 年度から全小中学校に週 2 日勤務の学校司書を学校職員の一員として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。学校司書等の配置体制については各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置についての検討を行います。 第 2 項（学校教育部教育課程課、学校管理部学校管理課） 図書資料購入費や新聞購入費等については、地方交付税措置の状況を踏まえ、令和 6 年度においても予算措置を行っています。 新聞購入費については、令和 5 年度から、中学校では従来の 2 紙から 3 紙に、高等学校では従来の 1 紙から 4 紙の購入が可能となるよう、予算の増額を行っています。 図書費の各学校の予算は、児童生徒数で算出した額だけではなく、小規模校に配慮して学校の規模に関わらず均等に配分した予算等も合算しており、市立図書館と連携した団体貸出しや選書支援等の取組により、小規模校を含めた学校図書館教育の充実を図っています。 また、教科用図書については、各校において消耗品費で購入し学校図書館に配置することを可としています。 第 3 項（学校教育部教育課程課） 学校司書は、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号による会計年度任用職員として任用しています。報酬については、経験年数に応じて報酬の金額が上がり、休暇については、規定に基づき年次有給休暇や病気休暇、特別休暇等が付与されています。今後も学校司書の勤務実態を把握し、より有給休暇を取得できる体制について学校と連携します。			

番 号	陳情第 6 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
第 4 項（学校教育部教育課程課） 児童生徒が多様な情報に触れる機会が増加していることから、情報の信頼性等を判断し、取捨選択する力や情報リテラシー等、情報活用能力の育成を図ることが必要であると認識しています。研修等の機会をとらえ、その必要性を伝えることで、各校における児童生徒の実態をふまえ、社会の変化に対応した図書資料の充実を図るよう学校と連携します。 第 5 項（学校教育部教育課程課） 特別支援学校については、図書資料の充実を図るために、各学校において必要に応じて購入しており、今後も引き続き図書資料の充実に努めます。 読書バリアフリーについては、各学校図書館において適切な読書環境の整備が行えるよう、今後も学校司書や司書教諭に対し研修等を通じ、必要な知識の伝達を図ります。 第 6 項（学校教育部教育課程課） 蔵書のデータベース化は、学校司書の業務改善や児童生徒の読書傾向の把握等の観点から一定の効果があるものと認識しており、導入校の好事例を紹介するなどしてその普及に努めています。 全市同一の蔵書管理システムについては、各校の実態に応じて異なるシステムを導入していることから、現時点において統一的なシステムを導入することは困難であると認識しています。統一的な蔵書管理システムの導入や学校図書館支援センターの設置を行っている他市事例などの情報収集に努めます。			

番 号	陳情第 6 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第 1 項（学校教育部支援教育課）

支援学校につきましては、それぞれの学校の児童生徒数の適正化を図り、狭隘化を解消するため、通学区域に応じた学校に就学し、又は進学していただくことが基本と考えています。なお、令和 8 年度に開設予定の支援学校分校を含むそれぞれの支援学校の施設や設備などに違いはありますが、いずれの支援学校も個々の児童生徒への最適な教育を基本として均質な教育内容の提供に取り組んでまいります。また、支援学校分校の通学区域に居住する幼児児童生徒や保護者の皆様に対しては、就学相談及び進学相談において十分な情報提供や相談を実施します。

第 2 項、第 3 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課）

支援学校分校の整備に当たっては、支援学校分校の児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教職員並びに教育委員会事務局の職員で構成する準備委員会において、他自治体の事例を参考としながら、教室配置や児童生徒の安全な動線の確保の在り方を含めて一つ一つ丁寧に検討を進めています。支援学校分校は既存の教育施設を活用するため、確保できる普通教室や特別教室に一定の制約がありますが、教育課程、時間割、教室の設え、共有する場合の体育館や教室の使用ルール等の工夫などにより、支援学校分校における教育内容の充実を図りたいと考えています。

施設整備に当たっては、国の支援制度を活用し、支援学校の児童生徒の特性を考慮した上で、教室やトイレ等の改修、グラウンドや駐車場等の整備、階段等の安全確保に係る対策を講じます。

第 4 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課）

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」においては、学校に置く校長の数は、本校と分校併せて 1 人とするのが標準とされています。支援学校分校の管理職の配置につきましては、本校と分校の学校運営を適切に行うことができるよう、当該管理職が担う職務職責を踏まえ、引き続き検討を進めます。

番 号	陳情第 6 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 5 項（学校教育部支援教育課） 支援学校分校における教育につきましては、本校となる百舌鳥支援学校を基礎としながら、地域の特色を生かした教育内容とすることを検討しています。具体的な教育内容は準備委員会で検討しており、今後、児童生徒や保護者の皆様にお示しできるようにしたいと考えています。			

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
(学校管理部学校管理課) 学校教育の目的以外で校庭などの学校施設を使用するときは、事前に学校長へ申請し許可を得た団体に使用いただける制度がありますが、ご使用いただく際には、施設、附属設備等を善良な管理者の注意をもって管理していただくことや、使用後は、完全に後始末・清掃・整理・整頓等をしていただくことなどをお願いしています。 地域においては様々な事情があるとは思いますが、学校教育の目的以外で使用される場合は、利用される皆様に管理いただく運用としておりますのでご理解ください。			

令和 6 年 第 3 回市議会(定例会)陳情回答綴

令和 6 年 9 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-24-0044
